

第九十四回国会 通信委員会 議 録 第 四 号

昭和五十六年三月十九日(木曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 佐藤 守良君

理事 伊藤宗一郎君 理事 加藤常太郎君

理事 畑 英次郎君 理事 堀之内久男君

理事 阿部未喜男君 理事 鈴木 強君

理事 竹内 勝彦君 理事 西村 章三君

理事 秋田 大助君 理事 浦野 然興君

理事 江崎 眞澄君 理事 鴨田利太郎君

理事 川崎 二郎君 理事 長谷川四郎君

理事 早川 崇君 理事 吹田 悦君

理事 水野 清君 理事 森 美秀君

理事 森山 欽司君 理事 久保 等君

理事 武部 文君 理事 橋 兼次郎君

理事 米田 東吾君 理事 柴田 弘君

理事 鳥居 一雄君 理事 木下敬之助君

理事 藤原ひろ子君 理事 依田 実君

出席國務大臣

郵政大臣 山内 一郎君

出席政府委員

郵政政務次官 渡辺 紘三君

郵政大臣官房長 奥田 量三君

郵政省簡易保険局長 小山 森也君

郵政省電気通信政策局長 守住 有信君

郵政省電波監理局長 田中眞三郎君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 伊藤 博行君

参 考 人 (日本放送協会会長) 坂本 朝一君

参 考 人 (日本放送協会副会長) 中塚 昌胤君

参 考 人 (日本放送協会技師長) 高橋 良君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 山本 博君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 反町 正喜君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 武富 明君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 坂倉 孝一君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 田中 武志君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 海林 肇一郎君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 渡辺 伸一君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 片岡 俊夫君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 青柳 保夫君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 泉 長人君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 茂男君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 芦田 茂男君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 浦野 然興君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 福永 健司君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 水野 清君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 田澤 吉郎君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 吉郎君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 浦野 然興君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 福永 健司君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 水野 清君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 田澤 吉郎君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 吉郎君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 浦野 然興君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 福永 健司君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 水野 清君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 田澤 吉郎君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 吉郎君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 浦野 然興君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 福永 健司君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 水野 清君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 田澤 吉郎君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 吉郎君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 浦野 然興君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 福永 健司君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 水野 清君

参 考 人 (日本放送協会専務理事) 田澤 吉郎君

同日 鳥居 一雄君 柴田 弘君
参 考 人 (日本放送協会専務理事) 浦野 然興君 田澤 吉郎君
参 考 人 (日本放送協会専務理事) 柴田 弘君 鳥居 一雄君
本日開議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件(内閣提出、承認第一号)
郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。久保等君。

○久保委員 五十六年度のNHK予算案の審議につきまして、郵政大臣の予算に対する意見書が出されておりますが、私はこの点について最初お尋ねしたいと思うのです。
例年NHKの予算に對しましては国会でいろいろ附帯決議もつき、また郵政大臣の方でもこれに先んじて例年いろいろと意見が付されておりました。毎年、NHKの経営のあり方の問題について長期的な展望に立つての検討を進めよ、あるいはまた受信者の負担をできるだけ軽減するようにといったような意見書がついておるわけでありまして、本年の場合、特に郵政省として格別強調しておられる意見というものはどういったところにあるのか。例年繰り返しておりますような意見は別として、五十六年度予算案に對して強調し

ておられる点がありましたら、その点を特にひとつ御説明を願いたいと思います。
○山内國務大臣 今回のNHK予算につきまして郵政大臣が意見を付しているわけですが、三、二点ございます。第一点は、長期的展望に立つた経営のあり方について検討をさらに進めてもらいたい。第二点は、経営の基盤である受信料の確実な収納を図るとともに、経営の合理化と徹底した経費節減を着実に実施し、極力長期にわたり受信者の負担増を来さないように努めるべきである。第三点は、視聴者の意向を積極的に吸収してやりなさい。こういう三点でございますが、当委員会においてもたびたび問題になりますように、受信料というものは安易に値上げを申請すべきものじゃないんだ、企業者NHKが大変な努力をして、企業努力もやったり、本当にあらゆる点を考慮して実施をしながら、それでもやむを得ないときには受信料の値上げというものはあり得るにいたしても、そういう努力をして受信料をできるだけ値上げをしないように、こういう点を特に強調しているわけでございます。

○久保委員 いま大臣のお話のあった、極力長期にわたり受信者の負担増を来さないようにということなんですが、あえて長期的と言われているわけですが、一体どの程度のことを考へての長期的という考へ方なのか、その点いかがですか。
○山内國務大臣 何年と言ふわけにはなかなか、御尽力願った結果にもよりまゝではつきり言えませんが、要するに、従来は五十一一年に値上げをいたしまして、また五十五年にお願いをしたわけでございますが、そういう点も考慮しながらひとつ一層勉強してください、こういう意味でございます。

○久保委員 何か飾り文句のようなふうにも受け取れるわけなんです、大体五十五年度の予算を

のもの、特に昨年、ちょうどいまごろでござい
ますが、五十五年度予算案を二月の十九日に閣議
で決定しておきながら、現実には国会に出されてま
いりましたのは三月の十七日、約一カ月ばかりお
くれて昨年度予算案に対する国会提出が行われ
ました。当時私も非常にやかましく申し上げたこ
とでありましたが、与党の内部におけるいろいろ
な意見等があつてその調整に手間取つたとい
う当時の郵政大臣の御説明でありました。しかし
その結果、要するに一月ばかりおくれたもので
すから、当然本年度の予算については四月の暫定
予算というところに相なつて、当時私もまことに
遺憾に思ひ、強く郵政大臣にその善処方を要望し
たところであります。

それが、現実には五十五年度の予算の実施を
行つてゐるわけでありますが、このことによつて
現実に五十五年度で予算のいわば欠陥が総額結果
的にどういふことになつたか、これはひとつNH
Kの方に尋ねたいと思うのですが、金額は幾
らになりましたか。

○渡辺参考人 お答えいたします。

五十五年四月からの値上げが不可能であつたとい
うことで受けました当初の見込みとの違いは四
十四億でございます。

○久保委員 金額的にもNHKにとつては相当な
金額だと思ひます。そういうこともあつて値上げ
初年度まさに終わらうとしておるわけでありま
す。しかし、昨年の受信料値上げの展望は大体三
カ年程度という展望に立つて考えられた受信料
値上げであつたと思ひます。そうしていま言つた
ようなことがまた当初の予定からすると狂つてま
いつたわけでありましたが、五十六年度、そして五
十七年度で三カ年計画を終るわけでありま
す。この三カ年の展望の中で、いま大臣の言われ
たように、長期にわたつてとにかく受信者に負担
がかからないように、負担増にならぬようにとい
うことを言つておられるのですが、三カ年計画か
ら申しますとあと二年しか残つておられない。そ
の一年度ですでに現在この予算案としてわれわれ

が審議をしておるわけでありますが、どうも長期
にわたつて受信者の負担増を来さないようにとい
う願望的な気持ちにはわかるのですが、しかし大臣
が、何といひますか、相当強い意思を持つて、自
信を持つてこういつた意見をぜひひとつNHKで
実行するように期待をしたい、こういうことなん
だらうと思うのですが、いま申し上げたような本
年度予算案の審議の経過等も考えた場合に、長期
にわたつて受信者の負担増を来さないように努め
るべきだとは言つておりますが、まことにどうも
先の見え透いた話のような気がいたします。

さらに、特に私、本年と申しますか、五十六年
度の予算に対する郵政大臣の従来見られない、力
説をせられております意見、これは第三項の視
聴者の意向を積極的に吸収し、これをその運営の
中に生かしていくことを望むという、要するに協
会に対する視聴者の理解と信頼を高めるための施
策に積極的な工夫を行い、また創意も生かしてい
くようにという御意見がついてゐるのですが、こ
れが最近余り見られなかつた点だと私思ひます。
もちろん言つておられることは、私ももちろ
んとあり当然のことだと思ふのですが、こういうこと
とを本年、五十六年度の予算について特に力説を
せられた気持ちはどういふところにあるんで
しょうか。

○山内国務大臣 いろいろテレビをたくさんごら
んになるわけでございますが、本当にいい放映が
される場合、また視聴者のニーズに合うような放
映をされる場合には、受信料についても、ああ、
こういういいものが放映されるのなれどもと払
てもいいとお思ひにならぬでしょうか、これも、
こういう受信料は当然であらうといううな感じ
がやはりあると思ふのです。したがつて視聴者の
意向を十分に取入れて、そういう放映をされれ
ばやはり経営全体についても見通しもつくとい
うような点で特に第三項を入れたわけでございます
が、NHKの方でもいろいろ工夫されて、視
聴者本部というふうなものをおつくりになつてい
ろいろ視聴者の関係業務の一元化も図つておい

になりますので、さらにそれを一層促進をして
やつていただきたい、こういう意味で入つてい
るわけでございます。

○久保委員 そのことに関連して、NHKで出さ
れた昨年度の予算の際に拝見をしたのですが、例
の五十五年度から五十七年度にかけての経営計画
その中でも特に視聴者との結びつきという項がご
ざいます。その中に、具体的に視聴者懇談会あ
るいは視聴者会議、こういったようなことを具体的
に回数等も挙げられておるのですが、その実施状
況は五十五年度についてはどういふことでござい
ますか。NHKの方からひとつお答えになつてく
ださい。

○反町参考人 お答え申し上げます。

視聴者会議につきましては、五十一年度から始
めたわけでございますけれども、まだ五十五年度
につきましては私ちよつと年度末まで詰めており
ません。これは、たとえば五十四年度で申し上げま
すと、これは全国五十三カ所で行つておりますけ
れども、特に五十五年度におきましては新しい試
みといたしまして、なかなか役員が全国全部くま
なくというわけにまいりませんので、ブロック会
議なりあるいは努めて地方局にも役員が出向くよ
うにしておりまして、大休年に三回、東京では五回
程度実施しております。それから視聴者懇談会等
につきましては、これは五十四年度でございます
けれども、大体二千回近く各地、各所で行つてご
ざいます。なお、そのほか大都市におきましては
放送懇談会と申しておりますけれども、多少きめ
細かく、東京、大阪、名古屋等においてはそれぞ
れの地域に應じまして委員を御委嘱申し上げて、
大休年六回各地で行つております。そんな状況で、
五十五年度全部正確な集計ができておりませんの
で、とりあえずお答え申し上げた次第でございま
す。

○久保委員 受信者との結びつきそのものはどん
なに強化をしても強化し過ぎるということはない
と思ひます。特に昨年この受信料の値上げに
伴つて、五十四年度とは違つた意味で、五十五年
度からは一層こういったことについても強化をす
るという趣旨で、特にこういつたことを私どもに
資料として提出せられたのだと思ふのです。そう
いう点でいま五十四年度のお話もございましたが、
少なくとも五十五年度は五十四年度に比べて
一層そういったことが活発にやられておるはずだ
と思ふのですが、ぼつぼつ年度も終わらうとして
いるわけですから、ある程度数字的にももう少し
具体的な御説明があつてもしかるべきだと思ふの
ですが、単に五十四年度、五十五年度、従来や
つておるから五十五年度も大体似たり寄つたりだ
という程度では、昨年のわれわれに対する説明ある
いは資料の提出の経緯から見てもどうも少し熱意
がどの程度かと思われるのですが、少なくとも五
十四年度に比べれば五十五年度はより積極的な、
したがつてより回数も多くやられておるものだと
思ふのですが、その点はどうなんですか。

○反町参考人 お答え申し上げます。
先ほど申し上げましたように、たとへて言えば
視聴者懇談会等につきましては、ブロック会議と
いうものを新たに設けまして、これは役員が全部
全国をあまねく回るわけにもなかなかまいりませ
んの、たとへて言えば名古屋でありましてとか松
山でありますとか、そういうところに管内の視聴
者の代表の方をお招きいたしました。そこへ東京
の会長なり副会長が出かけて直接地方の方々と
懇談する機会を得るといふ新しいブロック会議
というものを設けてございます。

それから大都会につきましては、先ほど申し上
げましたように、五十四年度に比べて五十五
年度におきましては、特に放送懇談会と申しまし
て大都市圏在住者の中からしるべき方を選びま
して、東京の視聴者会議、大阪の視聴者会議、名
古屋の視聴者会議のほか、たとへて言えば区部
単位に委員の方を御委嘱申し上げまして、区部
単位に会議を開いていられるという新しいことも行
つておる次第でございます。

○久保委員 もちろんこの視聴者会議なりある
いは視聴者懇談会のみならず、そのほか二、三具

的な計画等もいろいろ挙げられておったわけでありまして、今後においても一層こういった面について、問題はやはり受信料の納入の問題に直接関係する非常に重大な問題じゃないかと思ひますし、ぜひひとつ計画より以上に積極的に具体的な方途をお考えになって推進をしてもらいたい、その点を強く要望いたしておきます。

次に、受信料問題についてお尋ねしたいと思うのですが、その受信料問題の一つとして、受信料の滞納状況、こういったものを年度別に、できれば五十年よりから五十四年度あたりまでにかけて受信料の滞納状況がどう推移をたどっておるか、最初にちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○海林参考人 お答え申し上げます。
それでは五十年から申し上げます。五十年の滞納の数は五十九万八千でございます。五十一年度は五十八万八千でございます。五十二年度は五十七万五千でございます。五十三年度は五十六万五千でございます。五十四年度は五十五万五千でございます。五十五年は五十四万五千でございます。五十六年度は五十三万五千でございます。五十七年度は五十二万五千でございます。五十八年度は五十一万五千でございます。五十九年度は五十万五千でございます。六十年は四十九万五千でございます。六一年は四十八万五千でございます。六二年は四十七万五千でございます。六三年は四十六万五千でございます。六四年は四十五万五千でございます。六五年は四十四万五千でございます。六六年は四十三万五千でございます。六七年は四十二万五千でございます。六八年は四十一万五千でございます。六九年は四十万五千でございます。七十年は三十九万五千でございます。七一年は三十八万五千でございます。七二年は三十七万五千でございます。七三年は三十六万五千でございます。七四年は三十五万五千でございます。七五年は三十四万五千でございます。七六年は三十三万五千でございます。七七年は三十二万五千でございます。七八年は三十一万五千でございます。七九年は三十万五千でございます。八十年は二十九万五千でございます。八一年は二十八万五千でございます。八二年は二十七万五千でございます。八三年は二十六万五千でございます。八四年は二十五万五千でございます。八五年は二十四万五千でございます。八六年は二十三万五千でございます。八七年は二十二万五千でございます。八八年は二十一万五千でございます。八九年は二十万五千でございます。九十年は十九万五千でございます。九一年は十八万五千でございます。九二年は十七万五千でございます。九三年は十六万五千でございます。九四年は十五万五千でございます。九五年は十四万五千でございます。九六年は十三万五千でございます。九七年は十二万五千でございます。九八年は十一万五千でございます。九九年は十万五千でございます。一〇〇年度は九万五千でございます。

○久保委員 細かくお尋ねする時間はありませんからなんですが、その中にいわゆる意図的な未契約といひますか、そういったものも含まれておるのですか、それはまた別なんでしょうか。

○海林参考人 おっしゃるとおりでございます。伺いましても契約をしてくださらない方がいらつしやいます。それをわれわれは契約を拒否している方という形でとらえておりますが、五十五年の九月末でそれは十萬四千でございます。

それから、先ほど御説明申し上げました五十五年の九月の九十八万七千の中には、契約をしていてくださっても、お伺いしても支払ってくださらない、私たち部内には無理解という言葉で一応呼んでおりますけれども、この無理解が三十四

万五千という数字でございます。

○久保委員 したがって、この両者を合わせるとさらに多くなるわけですが、いま御説明のあった昨年の九月末現在で九十八万七千という受信料の滞納者の総数ですが、その中における協会事業に対する無理解が三十四万五千、非常に年々ふえてまいっている傾向、私ども非常に憂慮にたえません。同時に、常時不在者という数もこれはなかなか大変で、昨年の九月末現在で五十二万五千ぐらゐになるようですが、常時不在者が五十万を超えたのが昭和五十一年度以降で、だんだんとこれまたふえておる。だんだん家族化していつて家族数が小さくなっていく、そして勤めに出る者が非常に多い、そういったことなんでしょうが、特に受信者の滞納者の中の大半を占めておるわけなんです、状況をなんだったから簡単にひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○海林参考人 先生御指摘の特に不在者、面接できないという方たちが多い、傾向としては大都市でございます。われわれとしてはその辺の調査も悉皆調査というような形でやっておりますけれども、お訪ねしたお宅の四〇％以上が全くお会いできないというようないデータが出ておまして、ただそれで手をこまねているわけではございませんで、時間を分けてまして早朝あるいは夜、ところが夜九時過ぎあたりに参りますと人権問題ではないかというようないことがございます。そういう場合にはそれで休日にお訪ねしようかというようないことをしております。さらにはお電話をしよう、それから手紙も出そうというようないことを施策として現在実施しております。

○久保委員 こういった受信料の滞納問題は最も頭の痛い問題ですが、いま言った常時不在等の御家庭に対しても何らかの形で接触をしてみたらなればならぬと思ひますし、ぜひ一層の工夫をこらしての努力を願わなければならぬと思ひます。

ところで、受信料の多寡はこれはもうNHKの財務状態に直ちに影響のある問題でして、私はまた別の角度を変えて受信料問題をひとつお聞きしたいと思ひますが、それは受信料の免除の制度というか、現在免除をやっております面が非常に大きいわけでは、特に減免措置の改廃問題は、これは例のNHKの基本問題調査会でも取り上げて、できるだけこれについて検討を加えて、廃止できるものあるいはまた多少でも受信料の徴収の実績を上げるようにという指摘もあるようですが、五十三年以降に若干見直しを行つて廃止をした面もあるようですが、あの六項目と言われます廃止、これはいつ行われた問題でしょうか。

○海林参考人 六項目につきましては五十四年四月に廃止いたしました。内容は職業訓練所、青少年矯正教育施設それから刑務所、公的医療機関それから図書館、博物館、九千件で五千五百万円というところでございます。

○久保委員 受信料の免除の状況を見ますと、確かに免除に値すると思はれますような点があるんですが、しかしまた一面、これは相当な金額になるわけでは、五十三年度で六十一億四千万、また五十四年度で六十二億四千万という相当な金額になるわけでは、考えてみると、NHKは公共放送だといふんですが、しかし財源は申し上げるまでもなく零細なといふか、要するに受信者の提出した金額そのものから、そういったものが公共的な方面の受信施設の負担をしていくことが一体受信者の立場からいってどうなんだろうという感じがいたします。たとえば一つ、学校放送なんかにはいたしましても約二十億四千万の受信料の免除が行われておるわけなんです、こういったものについて、昨日あたり御意見を聞いても教育放送でいろいろと貴重な利用をしておられるわけですから非常に結構なんですけれども、そういったものは国なりあるいは地方自治体なりあたりで負担をしていく方法が考えられないだろうかどうだろうか。受信料といつても、結局これは国から補助をもらっているわけでもない、受信者そのものが提出をした受信料ですから、そういったものによつて使われておりますのは、非常に貴重なまた大事な学校放送あるいはそ

の他の社会福祉関係にしてもそうなんです。しかし、NHKの財政状態を考えますと、もう年々この受信料の問題、特に値上げの問題がそれに不離一体のような形で議論をしなければならぬ、そういう状況の中で、そういった公共的な方面に対する放送の受信料というものも受信者にとにかく負担させるんだという考え方は一体いのかどうかの問題について、やはり根本的に検討する必要があります。あるんじゃないか。

また後ほど私二、三指摘したい問題があるんですが、受信料問題について根本的にそういった点を考えていきまさんと、公共放送というものは、要するに少なくとも受信者がメリットを受ける範囲内においては公共放送という名において受信者の手によつて積極的に協力してもらわなければならぬが、しかしそうでない非常に高邁な理想といひますが、非常に結構な方面に使われるにしても、直接受信者に関係のないと言つてはなんですか、でも、そういったものまで受信者に負担させることとがいかどうか。後は私国際放送の問題なりあるいはまた放送衛星の問題についても触れたいと思ひますけれども、受信者にそういったものまで今後どんどんふくらんでいく経費というものを負担をさせていくというようないことは、受信者そのものの受信料の不納問題が大変な問題になつておるんですけれども、ますます拡大していくおそれがある。したがつて少なくとも自分が納めたことによつてそれが直ちにメリットとしてはね返ってくる、その範囲に限定をして負担をさしていくというか負担をしても、協力をしてもらうというふうにしていかないと、何かだんだんふくらんでいくものまで含めて結局全部受信者にしても、全国でわずかに一％ちょっと出る程度の人たちのために星を打ち上げて、放送衛星でもつてそういった方面に対する受信を可能ならしめていく、その経費は九〇％程度の現在すでに非常によく見える受信者、そういった方々に負担をさしていくというようないことは一体納得できるか

いて、そういったものまで負担をさせるといふことについては、この際根本的に受信料というのとは一体何なんだということについて考えてまいりませんと、従来の既成の実績をただ延長して、だんだんふくらんでまいる、これは公共放送であれなんだからせひひとつ協力をしてもらいたいと言つて一般の受信者に呼びかけてみても、なかなか納得が得られないんじゃないか。

そういう点では、話が少し横へそれてまいりましたが、いま申し上げた問題いずれ後ほどお尋ねいたしますが、要するに受信料の免除制度そのものについて、いま御説明があったように五十三年四月以降で六項目について廃止をせられたというお話なんです、その後出されたこのNHK基本問題調査会の答申といえますか、報告書の中にも指摘されておるような面でNHKとして検討しておられる点、あるいはその後実施せられたものはないんじゃないかと思うのですが、この基本問題調査会で報告書が出された以降のNHKの取り組み方あるいは考え方、そういったものをひとつできれば具体的に御説明願いたいと思うのです。

○海林参考人 先生仰せのとおり、基本問題調査会の答申で「NHKが今後とも免除範囲の縮小について検討を進め、現行の免除措置について、設定当初の社会的意義が失われていると考えられるものについては、免除措置を廃止、有料化を促進する」というふうなことが妥当である」というふうにおっしゃっております。またこの衆参両院逓信委員会におきましても、審議及び附帯決議という形で御勧告を受

けているわけでございます。したがって、その趣旨を踏まえまして協会といたしましては免除措置の見直しを行っております。

先ほど五十三年を申し上げましたが、五十五年も一部廃止しましたので、それをまず申し上げますと、大学と高等専門学校でございます。大学、高等専門学校、の免除措置を廃止いたしまして、これが件数で二千八百件、うち大学が二千五百件、高専が三百でございますけれども、大体二千四百万程度の免除廃止を行いました。

それから、先生が先ほどおっしゃいました学校放送その他ということでございますけれども、現在社会福祉的な、あるいは教育的なということにつきまして、視聴者の方々の御理解がどう受けとめられるか、あるいは関係者の方がどう御理解くださるかというようなことを検討しているわけでございますけれども、私どもとしましては、昭和五十年から会長名をもちまして、文部省、厚生省、法務省といった関係の大臣あてに、免除措置縮小の円滑な実施のためのたとえば予備措置、積極的な協力というようなことを御要求申し上げているわけでございます。しかし、このように関係各省の手算措置面での御要求を申し上げても、なかなか厳しゅうございまして、当面免除措置の廃止も最小限にとどめざるを得ないということで、先ほど御報告いたしました五十三、五十五という六項目及び二項目ということの廃止に至ったわけでございます。

今後でございすけれども、ビジョン審議会が
ございす。この中でも十二分に議論をして、先
生のいまおっしゃっていただきましたことを受け
とめつつ、今後の方策を考えていきたいというの
が現状でございす。

○久保委員　そのことについては、確かに免除措置を廃止する、あるいはまたできるだけ受信料の納入をよくするために改めるといったような問題、これは特に郵政省、わけでも郵政大臣の、いまお話があったように、やはり各関係省庁に対する積極的な働きかけ、理解を深める努力、こういった

たことが非常に重要ではないかと思うのです。なかなかいろいろなむずかしい問題です。しかしながら、さつきも申し上げたようなことで、ある程度安定した状態で推移できていくようなNHKの財政状態であるならば、私はある程度耐えられると思うのです。年々歳々非常に急角度に支出面が膨張してまいる、そういう状況の中にあつて、いま言つたような目的は非常にりっぱなことなんですけれども、それを受信者にとって負担させるといふことではやはりむずかしいと私は思います。したがつて、郵政省そのものがこのことについて、むしろ積極的に政府部内における理解、協力、またその出先等に対して十分な説明、説得、こういうようなことが必要だろうと思うのですが、郵政省の方からお聞きしたいと思うのです。

○田中(眞)政府委員 この受信料免除の問題については、先生御高承のとおり、かなり歴史的なものがございます。それで、いまのなにて申しますと、放送法の三十二条の第二項ということで、あらかじめNHKの方から申し出てもらいました郵政大臣の認可基準を受けて免除していただくということになっておるわけでございますけれども、先ほどNHKからもお話ございましたように、数項目については見直してまいったということがございます。それで、郵政省といたしまして、基本的にはNHKの申し出によるものでございまずけれども、NHKともよく連絡をとり、必要に応じて他の所管庁等とも話し合うべき問題が来れば十分努力してまいりたいというふうに考えております。

○久保委員　やはり郵政大臣の方でも今後この問題について一層積極的に取り組んでいただきたい、そのことを強く要望申し上げます。

次に私、難視問題のうち、わけでも都市難視の問題でお尋ねをしたいと思うのですが、これまで都市難視の世帯数の発生状況の推移について、昭和五十年ぐらいから数字的な推移をできればNHKの方から簡単にひとつ御説明を願いたいと思うのです。

○高橋参考人 お答へ申し上げます。

都市の受信障害の実態は、先生の御指摘のとおり、年々高層建築物の増加によりまして増加していることは事実でございます。ただ、これを一
件一件実態調査することは非常にむずかしゅうござ
います。それで、推計調査を含めましてわれわれ
の把握してある都市の実態を申し上げますと、
都市圏と首都圏と大阪周辺の京阪神地区、きよう
現在で全国五十六万と推定している中の約十万人が
地方都市でございまして、残りが東京周辺並びに
大阪周辺というふうには把握しているわけでござい
ます。

それで、現在私の方でこれに關与するやり方といたしまして、この改善に寄与しておりますのは「公衆の受信の相談に應ずる」、この項目によりまして、受信者並びに建築主などからの要請によりまして、その被害推計をやるとか、その調査をやる、そういう形と、もう一つは、その受信障害を解消するための技術指導をやっているわけでございます。これによりまして、五十六万が大体二万を残すくらいをもつて改善に寄与しておるといふ状況でございます。したがって、あくまでもこの対策そのものは、郵政省の指導要綱に基づきました原因者責任主義でもってほとんどが貰かれておるといふのが現状でございます。

○久保委員 いま五十四年度五十六万というお話で、二万を残す程度で、あとは全部解消というように御説明だったんですが、この予算書の計画の中では年間三十七万、毎年三十七万程度の調査指導というようなことが言われておるのですが、それとの関連はどういうことになりますか。

○高橋参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の指導の数は、先ほど申し上げましたように、技術指導並びに被害地区の調査、こういうものに対する件数でございまして、先生御高承のように、指導要綱の直接対策そのものは原因者にやっていたかどうかという、指導要綱に基づいてやっているものでございますから、原因者の方々でおやりになった数と、それから三十七万は、ほ

とんどが解決に結びついております。それ以外に、建築主なりとその被害の住民の方々との話し合いにおきまして、NHKが関与しないで解決して欲しいという数が増えておるわけでございます。

○久保委員 わかりました。

受信料との関係はどういうことになりますか。都市難視に伴う受信料の不払いといいますが、納められない数というものは一体どういった状況にありますか。

○海林参考人 五万六千件でございます。どうも見えにくいから払わないという理由でございます。

○久保委員 都市難視の問題については相当実績を上げておられるようですが、なお年々歳々ふえていく可能性は非常に強いわけですし、一層御努力をお願いいたします。

それでは次に私、国際放送の問題について少しお尋ねをしたいと思いますし、同時に、先ほどもちょっと触れましたように、NHKの今後の経営の立場からいって非常に大変だと思ふんですが、従来の国際放送そのものをもう少し積極的に評価をして、見直しなければならぬ時期に来ているんじゃないかと思ふ。きのうあたりの質疑を聞いておりまして、受信の面においてはむしろ相対的に機能が低下しておるんじゃないかというようにも言われておりますし、何か送信機なり、その他の機器にいたしましても、古い機器を使つて細々とやっておるような印象を受けるわけですが、これまた根本的には経費の問題になつてくるわけですが、ところが、来年度予算をながめてみますと、残念ながらどうも交付金にいたしましても、これは郵政省の方にお聞きいたさなければなりませんが、五十六年度は五十五年度と比べて交付金の金額は若干ふえておりますが、比率の面でまいりますと、五十五年度と五十六年度は変わらない、これは一体どういうことなのか、ちょっとその点、最初にお尋ねいたします。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

国際放送につきましてはすけれども、非常に私

ども重要視いたしております。毎年度重点項目にも挙げておるところでございます。それで、これも一生懸命がんばつたつもりでございます。そして、厳しい財政事情ではあるわけですが、金額的に申しますと九億九千八百万円というように、前年度から五・七割増というようになつておる次第でございます。ちなみに郵政省の私どもの電波監理局関係予算の伸びでございますけれども、一・五割というようなものでございまして、その中でも私どもとしては一生懸命努力したというつもりでございます。

ところで先生御指摘の、NHKがみずからの放送としてやります分に、トータルの国際経営に占めるパーセンテージが二六・六割ということ、前年度と少しも変わっていないではないかということ、この分は、実は為替レートの方がございまして、その分では何千万円かの差額がございまして、そういうことで、内容的には命令放送の放送上の延べ時間といたしましては六時間増加する要求をいたしましたわけですが、けれども、だから内容的にはより多くの分を命令放送の方で、分として見ていただいたということ、ございまして、その分は為替レートの中に埋没してしまつたというようなことでござい

ます。

○久保委員 NHKの方から、NHKの国際放送の現状といひますか、現在の国際放送に對してどういう認識を持取り組んでおられるのか。NHKの方から、国際放送の現状について簡単にひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○田中参考人 お答え申し上げます。

現在、NHKの方では、放送時間が一日三十七時間ぐらゐ、それから使用語は二十一の言語をもちまして実施をしております。御存じのように、このうち一般向け放送、ゼネラルサービスと言つておりますけれども、これは主に世界各地の日本人、外国人、それから日系人の方を対象にして、一日二十四回毎正時から三十分間というような形で、英語と日本語によつてニュースなりあるいは

解説の速報を実施しております。

なお、先生御存じだと思ひますけれども、これにつきましましては、五十四年の十月からポルトガルのシネスで、中継地をつくりましてヨーロッパな

りあるいは中東向けのサービスをしておりまして、これは昨年のイラン・イラク戦争のときに大変現地の方々にも役に立つたと思ひます。

それからもう一つの地域向け放送につきましては、放送の対象地域を特定して一日当たり一、二回放送している。これは、その地域の言語とか政治事情、風俗あるいは宗教などの特性を考慮しながら、ニュース解説とかあるいは日本の紹介とか、そういったものを主に放送しているというものが実態でございます。

○久保委員 そのシネスに中継局を設けてやられた、その経費というものはどのくらいでやられたのですか。

○渡辺参考人 お答えいたします。年間一億円でござい

ます。

○久保委員 外国、特に欧米あたりに比べてどういふことなのか、たとえばアメリカあるいはイギリス、ドイツ、この方面との比較において日本の国際放送の状況をひとつ簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○田中参考人 お答え申し上げます。

現在、諸外国の実施状況というものは、約百カ国に近い国がそれぞれ国際放送を実施しております。時間で見ますと、ソビエトとかアメリカとか西ドイツ、イギリスといったところが大変たくさん放送をしております。一週間に約五百時間以上放送しているというところで、これに對しましてNHKの国際放送は、一週間に大体二百五十九時間というところで、時間の量で言へば十五位ぐらゐではないかと思ひます。これは、御存じのように電波が直接それぞれの外国の家庭に情報伝へるということ、力を入れているのではないかと、このように思つております。

なお、政府が直接国際放送を運営している国も少なくありませんし、また、政府から独立して公

共放送機関としてやっていると例もいろいろござい

ます。

なお、御指摘の点の最近の国際放送界では、送信施設の強化というのが大変目立っております。NHKが現在使つておりますのは最高で百キロワットでございます。合意いたしました二百キロワットというところでござい

ますけれども、世界では大体五百キロワットという送信機を運用してやつて

いるという状況が大変多うござい

ます。

また、先ほど申し上げましたシネスのような中継基地をつ

くつておられるところも大変多うござい

まして、アメリカが海外に約十カ所、それからイギリスが六カ所、それから西ドイツが五カ所という

ふう

に中継局を設置して、国際放送を広く広げて

いるというの

が実態でござい

ビなりラジオなりといった放送を通じて、やはり日本の誤解のない姿というものをひとつづつ知ってもらい、理解してもらおうということが非常に重要になってまいったと思います。そういう点では、実は昔日の比ではないと私は思うんですね。

だからそういう点を考えると、従来の交付金はどうとかこうとか言う以上に、もう少し郵政省が積極的に国際放送というもののについて、これは何れも日本の宣伝をするという目的ではなくて、私はいの意味での日本の真の姿を理解してもらおう。もちろん在留邦人そのものが昔と違って非常に今日大ぜい——旅行者も多くなつておりますが、旅行者のみならず現地でのいろいろな活躍をしておられる日本人も非常に多いわけですから、そういう人たちにこそはなおさら切実な問題だと思ふのですけれども、そういう点から考えますと、この国際放送という問題についても、意義、価値、そういうもののについて従来と違った角度からというのか、従来より以上にこれを重視してまいる時期になつてきておるのじやないか。

それがためにはやはり何といつても金の問題です。金の問題を、これまた日本の国内の受信者に負担をさせる、そういうことではとてもこの負担には耐え切れないと思ふのですけれども、特に郵政大臣どう考えますか。国際放送というものは、いま私が申し上げておつたように、当委員会の問題になるのは、やはり命令放送というものの、こういったものについては全額当然国が支出をするように、国がこの資金を出すようにということである毎年実はやかましく申してきたところなのです。

しかし、私がいま申し上げておるのは、それともちろんやらなきゃならぬが、同時に国際放送そのものを従来より以上に重視をして、そうしてこれに対しては、財政的な援助というよりも、本来は国がやるべきなのですから、公共放送という名においてNHKがやっておるわけですから、NHKにそういう意味で協力をさせる、努力をさせるというふうになければならぬと思ふのです。

すが、この国際放送の問題について、現時点における放送を一体どう理解するか、どうお考えになつておるのか、今後一体どうしようとするのか、そこあたり積極的な意図を少しお聞きたいと思ふのです。

○田中(農)政府委員 先生ただいまいろいろおっしゃっていただきましたように、私どもとしましては、いまの事態になりますと特に国際的な日本の理解を深めたいということで、先ほども申し上げましたけれども、省といたしましては重点施策ということで毎年努力してまいつておるつもりでございます。それで、この閣議の席でもそういうようなことが出たということもありまして、微力ながらも努力を傾けておるつもりでございます。

ただ、先生の御質問はそうではなかったかと思ひますけれども、ただいまのやり方と申しますか法制では、国際放送というのは、先生御高承のとおり歴史的なものがございまして、NHKが従来からやつておつた、そういうことで放送法のもとではNHKがやる分があるということ、これを国、政府の命令によるものと、より効果を考慮して一体化してやつてもらいたい、その命令分についてできる限り補償するという考えについては今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

○久保委員 そんな話は、これはもう従来から聞き飽きるほど聞いておるわけですが、問題は、その国際放送というものをどう理解するか。単にNHKと郵政省との間に命令する、されるという関係で真ん中に間仕切りを設けてどっちがどうだとか、そんな問題じゃなくて、これは国そのものの立場から考えたなら、仮に受信者が金を出そうが出すまいが、国としてさつきも申し上げましたような目的からいくなら当然やらなきゃならぬ問題だと思ふのです。しかも、これほど地球そのものが小さくなつて、したがって人の交流にしても経済的交流にしても文化の交流にしてももう昔とは全然違ふのです。そういう点からいくと、

国際放送というものを新しい一つの時代に立つて見直さなきゃならぬ時代に來ているのじやないか。もうこれは全面的に国がやるべきことなのですよ。

私は、そういう意味で、従来のような単なる延長線上の問題として考えるのではなくて、国際放送というものを新しい今日の時代に即したような立場から理解をし推進をしていくということが郵政省としては当然とるべき態度ではないか、こういうふうな申し上げておるのです。交付金の比率がどうだとかこうだとかいう問題がありまして、これはもう本来、前から言つておる通りに、国際放送というのは何れも日本の受信者そのものが希望して国際放送をやつておるのじやないのです。それは歴史的にはそういう経過があるにしても、受信者そのものは決してそのことを望んではいないです。だからがというか、国がやることは結構だという意味では国民ももちろん賛成であらうと私は思ふのですけれども、自分の身銭を切つてひとつ国際放送に、アメリカの方へ電波が届くようにあるいは欧州の方に電波が届くようにという、そういう気持ちは持つておりません。また、そのところをもう少し区別をきちんとして、国際放送というものを直して、私は、積極的にこの問題をひとつ、まあNHKの長期ビジョンの中でもどういふ答申が出てまいりますか知りませんが、非常に大きな一つの問題だと思ふのです。しかしそれは受信者の能力をもつてしては解決する問題ではない、したがって積極的に政府そのものが取り組むべきだというふうに考えるのですが、郵政大臣の方から、時間がございせんからひとつ簡潔に、その積極的な御熱意のあるところをお聞きしたいと思ふのです。

○山内(内)務大臣 いま久保委員からいろいろお話がございまして、国際放送については、政府といひますか国の方も、これは重大な問題である、こういうことで交付金を出してきた、こういう経緯があるわけでございます。しかし、いま世界の情勢が非常に変化いたして

おりますし、その影響というものは日本の方にもすぐやってくる、こういうような非常に世界的な時代に相なつたわけでございます。いろいろ御提言ございまして、文化、経済、政治の面においてもつと日本の理解を得るよう、非常に重要なことでございまして、国がもつと積極的にやるべきである、こういう点については、今後そういうふうにも私も努力してまいりたいと思つておるわけでございます。

○久保委員 格段のひとつ御努力を願ひます。次に、放送衛星の問題について若干お尋ねいたしますが、きのうこのことについては大分議論のあつたところですから、簡単に私お尋ねしたいと思ふのです。

放送衛星打ち上げが目前に迫つてまいつておるわけでありまして、すでに五十四年度からNHKが予算にも計上してまいつておるわけですが、五十六年度で三年目を迎へようとしております。ところで、五十八年に打ち上げると、五十六年度ではその予算四十七億九千万円、五十四年、五十五年で合計十億九千万円、約六十億近いものが五十六年度まで支出をせられる。しかし総額は、きのうもお話があつたように、六百億のうち六割、三百六十億をNHKが負担するということになつてまいりますと、五十七年度は一体幾らを予定しておるかお尋ねしたいと思ひます。

○田中(農)政府委員 BS2の開発に要する経費だと思ひますけれども、五十七年度におきましてNHKの分として七十四億三千万円を予定いたしております。

それからBS2の開発経費は、五十五年から支出を始めていただきました六十年度までの間に御負担いただく、こういうことになつております。(久保委員「その各年度について」と呼ぶ)五十八年度が百十六億四千万でございます。五十九年度が七十一億五千万でございます。六十年が四十九億三千万。合計三百六十七億円という試算になつております。

○久保委員 こういった金額を含めると一体NHKの今後の収支計画というものはどういふことになってまいりますか。五十七年度までという三カ年計画で去年の五十五年度予算案に対する審議の際には説明があったわけなんです、こういったことは全部織り込み済みの見通しになっておりますか、収支見通しは。

○高橋参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生の御指摘どおりでございます。私どもは、五十五、五十六、五十七の三年間の約百三十億円というものにつきましては、経営計画に述べたように、その支出の計画は立てたわけでございますが、五十八、五十九、六十年ににつきましては、これは具体的な支出計画はまだ立てておりません。

それで、電波監理局長からお話ございましたのは、国とのかかりでお話があったと思ひますので、五十八年度から六十年までにおきましては、具体的にさらに計画を詰めまして実施計画として計上するという考え方でござります。

○久保委員 時間がないのでからお尋ねするのは控えて、私、最後に申し上げたいと思うのですが、要するに放送衛星打ち上げに伴って大変な経費を必要とするわけですね。しかも難視の関係で申し上げますと、さつきもお話があったように、全受信者の比率から申しますと、恐らくわずかに一、何%といった程度の比率になるんじゃないかと思ひます。現在約三千万世帯ぐらいですから、四十二、三万世帯というところにかく一、何%といったような数字になると思ひます。もちろんNHKの目的、放送法の第一条からいって、こういった地域に対しても電波を届けるようなことについて全力を挙げなければならぬ。これはNHKの設立目的でもあるわけですから、やらなければならぬ。やらなければならぬが、しかし、全世帯数のわずか一%をちよつと出た一%か二%、そこらあたりに対する施設としていま三百六十億、しかもこれが五年間で次のことを考えなければならぬ。当然今度は減価償却を考えなければならぬ。そういうことになってまいります。

ければならぬ。そういうことになってまいりますと、なかなか大変な金額になる。しかも、それが一定の安定した五年か十年もつんないといへども、年々歳々とかく減価償却を含めながら経費を支出していかなければならぬ。大変な負担だと思ひます。

それから、地上施設でやるのは技術的にもう限界にきたというふうなお話もききました。しかし、地上施設でやっていくのといま言う星でやっていくのと、そこらの経済比較というものをよほど緻密に計算をする必要があると思ひます。きのうも星の場合には残念ながらローカル放送というものについては余り期待ができないというふうな話もありました。そこらのところは膨大な資金を必要とするし、また今日のような地上施設でカバーできるものはほとんどもうやり尽くしてきたが、なおかつ残っておるところについて

もし地上施設を利用するとすれば大変な金がかかるというふうなことで、これはまた一つの曲がり角というかが、要するに地上施設でやる一つの限界にきていると思ひます。世帯数にしてはわずかに、さつきお話ししたところに対して一体どういう方法でこれに対処していくことが賢明なのか、妥当なのかというところについては、私は、単にNHKの受信料によって賄っていくということではこれまた非常に大きな一つの限界にぶつかっているのではないかと感じました。これは先ほどの国際放送の問題と同じですが、国際放送の問題とい

い、放送衛星の問題といひ、これは従来のような受信料制度で受信者にすべて負担をさせていくということでは解決できない、余りにも大きな問題である、余りにも大きな経費を必要とする問題だと思ひます。

そういう点では、長期ビジョンの検討の中でもいろいろ十分に検討願わなければならぬと思ひます。すけれども、これは郵政省を含めて、特に郵政省、むしろそういうことについては、政策的な問題ですから真剣に考えてまいりませんと、まこ

とにどうも毎年値上げもしなければならぬ、しかし不能はだんだん拡大していく。特にこういう要素が加わってくると、私は不能がふえることはむしろ目に見えていると思ひます。そういう点で今日非常に大きな曲がり角にきているんじゃないかというふうに考えますので、これはお答えは要りませんが、しかし大臣から一言最後に、私がいま申し上げた根本的な大きな問題について、それからNHKの会長の方からも簡単に答えたいだいて私の質問を終わります。

○山内閣務大臣 難視聴解消の問題、これはいろいろいままで地上方式ですつとやっておりますが、たけれども、この辺でやはり転換期といひます。どちらへ向かってこれを解消していくか、放送衛星でやろうというところで踏み切つて、五十五年度から予算がついているというのが現状でございます。

これをNHKで全部やっていたらというのは大変でございますから国も四割出しましょう、こういうことで進んでおるわけでございますが、いまのところはこの線に沿つてやっています。地上方式でやれば本当に大変でございます。金額もはじかせておられますけれども、大変なことでございますので、まず全国の皆さん方に中央の放送だけどもひとつ見られるようにいたしましょうというところでございます。

久保委員の御提言もいろいろ今後参考にさせていただきます。

○坂本参考人 先生御指摘の難視の問題、これはNHKの事業目的でございますので、やはりNHKとして責任を持たなければならぬというふうな認識しておりますけれども、さればと言つて経営を揺るがすということになることは許されませんので、十分慎重に考えていきたい、その問題を含めて、いま長期ビジョン審議会で御審議いただいておりますという状況でございます。

それから国際放送につきましても、これはNHKの本来業務という形である面もございますので、そういう点をあわせてやはり国の交付金とい

うものも適正な形でいただくというふうに努力したいと考えておる次第でございます。

○久保委員 終わります。

○佐藤委員長 久保等君の質疑は終わりました。

阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 NHKの皆さんは、きのう、きょうと引き続いて御出席いただきまして大変御苦勞に存じます。

昨日来、同僚の委員の皆さんから多くの質問が出されましたので、私がお伺いしたいと思つておりますが、なおその中でどうも納得のいかない幾つかの問題についてお伺いをしたいと思います。

まず、大臣の意見書でございますけれども、昨日来大変な議論になっておりますNHKの長期ビジョンの問題について、実は郵政大臣が長期的なビジョンをつくるべきであるという意見を出されたのは、昭和五十二年の大臣の意見書が始まりです。そして、五十三、五十四、五十五、今年で五十六年、五カ年にわたつて同じ意見が述べられておるのです。

郵政大臣の意見といへども、国会でそれが承認をされれば国会の意思だといふふうに私は考えます。国会が昭和五十二年からNHKに対して長期的なビジョンの策定をしないといふことを申し上げておるのに、二年たつても三年たつてもほつたらかしてある。一体郵政省の大臣の意見を、そしてそれを議決した国会の意思をNHKはどう受けとめておられたのか。同時にまた、郵政省も郵政省です、意見の出しつ放しで同じことを五回も繰り返すばかりな話がありますか。意見さえ述べておけばあとはいいのか、あるいは形式的にそういう文言を入れねばならぬと考へておるのか。せっかく意見を述べておきながら、実に三年間、率直に言つてはばり出されておるのです。国会としてもこれは私は問題があると思ひますが、郵政省にも問題があると思ひます。ましてや、意見を述べておる、国会で議決しておるものについて真剣に取り組まなかつたNHKは一体何を考へておるの

か。これは郵政大臣と会長から明確にお考えを承っておきたいと思ひます。

○山内国務大臣 NHK予算について意見をつけた、その中の一つが長期的展望である、こういうことでございます。

そこで、いろいろ時代の変遷に従って変わつてくるものですが、テレビジョンが非常に普及をいたしまして、五十二年ごろから、だんだんと普及してきた、こういうことである限界に来るであろうという事はもうおのずからわかつておることでございます。したがって、そういう時代のことをよく考えながら先を見通しておかなければ、これはどこかで行き詰まって大変なことになるように、こういうことを五十二年からずっと申し上げておるわけでございます。その予想したことがいまやつてきた。急にこれをやっていたらだいたもなかなかいい知恵も出ませんので、毎年毎年出してやつておるわけでございますが、NHKの方でも昨年の七月になつて長期ビジョンの審議会をおつくりになった。今度は本当に真剣に取り組んでいただいております、こういうことで評価をいたしておるわけでございます。

○坂本参考人 私どもも大臣の意見書あるいは国会の附帯決議をながしにしているというようないふ気はさらさらございませんで、五十二年度には阿部先生御指摘の長期展望の問題についても御意見を承りまして、五十二年の六月にNHKの経営問題委員会をつくりました。それから引き続き五十四年に基本問題調査会の第二次をつくりました。それから、ただいま大臣が申し上げたように、五十五年の七月に長期ビジョン審議会を発足いたしました。まあ、釈迦に説法でございますけれども、なかなか協会の環境が厳しくなるいろいろな度合いのないしは条件が非常に急速でございますので、それらについてやはり対応を誤らないようにしなければならぬということで慎重に検討しているというところでございますので、ひとつ御理解賜りたいと思つた次第でございます。

○阿部(未)委員 大臣はしよつちゅうおかわり

になるのですから、大臣が出した意見じゃありませんけれども、しかし郵政当局が長期ビジョンをつくるべきだということを意見として出されたのが五十二年の予算のときであることは間違いないのです。自來、五回にわたつて同じ意見が述べられておる。早く言えばそれまでほうつてあつたわけですね。非常に激動するから早く手をつけて長期のビジョンをつくらなければならぬのが、私は筋だと思つたのです。激動するから慎重になつて言つておつたら、今日のように激動しておつたらまだつくりやすい方がいいという理論になるのです。激動するから早く長期のビジョンをつくらなければならぬのに、大臣、なぜ三年もほつたらかきにされておつて何も言わなかつたのか。その程度の意見であつたのか。それを私はお伺いしておるのであつて、経過は私は皆知つておるのである。三年間もほつたり出されて五十四年になつてやつとできたという、三年間ほうつてあつたというのとは一体どういうことなのか。郵政省は意見だけ述べて全く無関心であつたのか。そしてNHK当局は、国会が何を決めようとするんこととは関係ない、大臣の意見などというようなのは馬耳東風、聞き流しておけばよろしい、いよいよ苦しいやつたからあつて去年つくれた、そういうことなのですか。それとも何かほかに理由があつて三年間もほうつておいたのであるのか。三年間ほうつておいた理由を聞いておるのであるのか。どうですか。

○山本参考人 ほうつておいたと言われまふと非常に心苦しいのでございます。御指摘のように、五十二年度にそういう意見書が出ましたので、私たちがいま会長が申しましたように経営問題委員会をつくりまして、今後のNHKのあり方をここで御審議願ひました。

ただ、長期的展望という中身の問題でございますけれども、この時点におきましても私たちは、三年なら三カ年間にわたつての事業計画、収支の見通し、こういうものを立てまして、それなりに単年度ごとの予算なり単年度ごとの事業計画を立てておつたわけではございませんで、やはり

部外の方の御意見も十分伺つて三カ年計画というものを立てて国会に御審議を願ひ、郵政省にもそういう御説明をしてみたいわけでございますが、何せこの時点におきまして私たちが考えました委員会の中で御審議願つたのは、時間的な問題もございまして、現行法制の枠の中でNHKのありようというものを三カ年間、今後どうあるべきかというように御審議を願つておつたというわけでございますが、いままでもお話がございましたように、五十五年度からまた三カ年間計画で、受信料改定をお願いした時点におきまして、いままでNHKが審議会をお願いしてまいりましたような現行法制の枠の中で御審議を願つたということだけでは、問題というものの十分な解決ができないのではないかと、五十四年度から現行法制の枠にとらわれないでこれからのNHKのありようというものを広く御審議を願つたという形で、長期的展望なりビジョンというもののつかまへ方でございますが、経緯としては決して無視をしてきたとか疎んじてきたということではなくて、そういう形での努力はしてまいりましたので、五十四年度以降におきましては、従来と違つたビジョンというものに立ち向かつて内容を詰めてまいりたいということが経緯でございます。

○阿部(未)委員 経緯は非常によくわかりましたが、郵政省の方も大臣の意見である間は構いませんが、国会でそれが承認をされたら、これは大臣の意見でなくて国会の意思ですから、その国会の意思がどうなつておるかというぐらゐのことは氣をつけて見ておつてもらわなければ、五年間も同じことを繰り返しておつたんじゃないかこれは何のための意見かわかりませんから。

それからもう少し意地の悪い言い方をしますと、国会で大臣が意見を付し、国会は議決をしたが、それは別に考えなくてもよろしい。たまたま基本問題調査会が五十四年の十一月に第二次の報告書を出しております。それで長期経営ビジョンを検討せよという事項が指摘されておるのです。

(委員長退席、畑委員長代理着席)

基本問題調査会から言われたから、これはやらなければならぬとなつたんじゃないか。それまではほうつてあつた。こういう意地の悪い見方もできますが、そこまでは言ひません。しかし、これからもう少し、基本問題調査会も大切ですが、国会の意思についても尊重してもらいたいということをお願いいたします。

二点目に、きのうのどなたかの質問の中で、闘争のときに入ると、NHKの管理職がはち巻きをつめるとか赤い腕章を巻いて走り回るといふ、そういうお話を私にしまして、きわめて奇異な感じがしたのでございます。私の承知する限りは、たしか労働組合法第二条一項の一号だつたと思ひますけれども、管理監督の地位にある人たちは労働組合に加盟することが一応排除されておるのである。そういう者が入つてきたら労働組合としても認定ができないというのが原則です。きのう伺いますと、何かひなだん会とかいうきわめてりっぱな会があつて、労働組合の役員をなさつておる皆さんが、いま経営の最高のスタッフにおなりになつておられる。そういう皆さんがおいでになりながら、管理監督の地位にあるいわゆる管理職が一千名もなだれを打つて労働組合に入つておるといふのは、一体どういうことなんですか。全く理解ができません。どなたかちよつとそのいきさつを話してください。

○武富参考人 お答えいたします。

先生のおっしゃるとおり、労働組合法では管理監督の立場にある者、これは労働組合から排除される、こういうことになつております。この労働組合員として認定される範囲というものは、一つは役員とかあるいは雇入れ、解雇あるいは昇進、異動、こういったものについての監督の地位にある者……(阿部未)委員「それは私は知つてゐる。そんなことは言わぬでいい」と呼ぶ)ただし、私が申し上げたのは、補助的あるいは助言的な地位にある者、これはその範囲の中から除かれております。われわれとしては、非常に初歩的にそういう業務についている者、これは組合員の中

に入ってもいい、こういうふうな考えて、そしていまの制度が成り立っているわけでございます。
○阿部(未)委員 私はいさ理解しておいたんです。たとえば専門的な職種において、多様な上にある程度優遇をしなければならぬが、多種多様な職種にわたって。そこでたまたま給与の上では管理職の俸給表というものを適用するけれども、その人の本来の仕事は管理監督の地位にあるんではない。だから組合員であるんだ。そういう形ではないのかと理解しておいたんですが、いまの武富さんのお話では、そうではなくて、や補助的な仕事である、管理監督の補助的な仕事であるから組合員に入れてあるんだ、こうお答えになったようですが、私の理解は違いますか。

○中塚参考人 お答えいたします。

NHKの管理職と申しますか、管理監督の業務をやっている者は非組合員でございます。きのうの質問にもございました、先ほど阿部先生からの御質問にもございましたが、専門職の中で、要するに管理職の待遇をしている専門職でございます。それは組合員でございます。われわれは、労働組合法の規定にのっとり、組合員と非組合員というものはつきり分けております。ただし、組合員の中で専門能力の高い者、それは管理職と同等の待遇をする、処遇面だけという処遇をする、身分は組合員であるということでございます。

○阿部(未)委員 いま中塚副会長がお答えになったように、処遇上はかた方法がないから、処遇上は管理職の給与等を支給するという処遇をしておられるけれども、その仕事そのものは管理監督の地位にあるものではない、そう私は理解しておいたのですけれども、先ほどの武富さんのお話では、管理監督の補助的な仕事をしておられる。補助的な違法じゃないでしょう。違法じゃないでしょうけれども、そういう人間が一千名も労働組合の中に入ってきたら、労働組合はたまりませんよ。本来管理監督の地位にはない、そういう職責ではない、しかしたまたま処遇上はかた方法がないからやっているのだ、そう理解してそれは

間違いないですね、それで。

○中塚参考人 そのとおりでございます。

○阿部(未)委員 わかりました。これは世の中広く一般に誤解のないようにしておかないと、NHKでは管理職が一千名も労働組合に入っておられるなど、日放労働組合にとってもこれはまことに恥ずかしいことで、そういうばかなことはあり得ぬと私は思っておいたものであります。

次に、お願いいたしますが、最近、NHKの番組の編成のあり方や報道の公正の問題等についていろいろな雑音を耳にいたしますが、たしかあれは二月十三日じゃなかったかと思えますけれども、(発言する者あり)ちょっと不規則発言が多過ぎるから、委員長、注意してください。たしか二月十二日に会長は新聞記者会見をおやりになりまして、日米関係のテレビ討論をやるのだといううなことを発表されたという聞いておりますが、そういうことはございましたか。

○田中参考人 お答え申し上げます。記者会見でそのようなお話が出ました。

○阿部(未)委員 これは会長、確認しておくが、あなたが記者会見でおっしゃったのです。これは重大なことです。単なるスタッフの間にいろいろあったのなら別ですよ。いやしくも放送協会を代表する会長が記者会見で、あしたの何時から日米の閣僚のテレビ討論をやりますというのを新聞記者に発表された。ところがその翌日、二月十三日の放送の時間になる直前に取りやめになった。これはどうして取りやめになったのですか。

○田中参考人 この企画は、もともとNHKの方から提案いたしました。日米双方の政府の当局者が衛星中継を使ってテレビ討論をしようという画期的な企画でございました。それで、これもNHKのアメリカ駐在特派員がホワイトハウスとの間の交渉に当たってそういうふうな企画で出てきたものでございます。

○阿部(未)委員 中止になったのはなぜかと聞いておるのです。

○田中参考人 ところが二月十三日、これは放送

の当日でございますけれども、その朝早くアメリカ側の方から、当日出席予定でございましたアメリカ側のミース大統領特別顧問あるいはノフジガー大統領補佐官という中心になるようなお方が、ホワイトハウスでの経済問題についての緊急会議ができてしまったという話がありましたので、代理の方なら出席できるという話がありましたので、せっかくやる以上はこういった中心的な方に出ていただくかと申しましては中止、延期するということに踏み切ったわけでございます。

○阿部(未)委員 いやしくも会長が記者会見をされて、あらかじめ国民の皆さんにお伝えしてあった内容が突然取りやめになった。これは視聴者の側から見ると、なぜおやめになったんだらうかとときわめて奇異に感じます。いまのお話では、両国政府の首脳が対談をなさるということでしたけれども、そのルートといいますが話し合ひは、アメリカのワシントンですか、あの出張所のNHKの出身の人が直接当たっておった。うわさに聞くと、その辺に問題があったように聞いておるのです。いわゆる外交のルートを通じて直接NHKがおやりになったところではないですか。とあつて行き違ひが起ったのではないですか。というの、十三日の日アメリカ側から断られて、あわててNHKの幹部が外務省に飛び込んで、何とかしてくださと言つて泣きついてきたといううわさがあるのですが、それはどうですか。

○田中参考人 当日早朝に私どもの方へ直接アメリカの方からこういう事情で出席できないということがございましたので、それで、当日出席していただく日本側の出席者の中に外務省の方もおられましたので、その辺の打ち合わせをしたというところでございます。

○阿部(未)委員 私が聞いたのは、NHKのさるお方が伊東外務大臣のところにいって、初めて外務省が腰を上げて、伊東外務大臣が大河原大使に連絡をつけた、それでしぶしぶ外務省が腰

を上げて、あれは何というのですか、向こうのあれに当たったところが、もう時すでに遅く会議に出席した後であった、それでどうにもならなかった、こう聞いておるのですか、それはどうですか。

○田中参考人 私の聞いている範囲では、先ほど申し上げたとおり、当日直接ホワイトハウスの方から、こういう事情で出席ができないからひとつこの後また改めてというお話がありましたので、外務省とその辺いろいろ打ち合わせをしたというふうに聞いております。

○阿部(未)委員 あなたが聞いておるとおっしゃったが、あなた方は当事者だから、聞いておるのではなくて、本当のことを申してもらわなければ困るのですよ。聞いた話では困るのです。外務省にだれが行って折衝したか知りませんが、少なくとも日本の公共放送NHKが外国、アメリカと約束しておきながら、その約束が当日になってほごにされる、これはどばかにされた話はないんじゃないですか。そうしてその事の起りは正規の外交ルートを通じて勝手にしなされたからという結果になって、泣き入りしなされたからではない。おおよそ国際間で、いやしくも政府の首脳が出て対談をやるという番組がその日になつていきなりキャンセルされるなどというばかなことではないと私は思うのです。これだけばかにされて、NHKは抗議が何したのですか、どうなさつたのですか。

○田中参考人 その点につきましてはアメリカ側と十分話しまして、この後条件が整い次第またなされるべく早い段階で行う予定で最初考えておりましたけれども、いろいろ日程その他が詰まっていまして、外交日程その他が入ってまいりまして、いまのところはその情勢の展開を待っている状況でございます。

○阿部(未)委員 日本側から出席をする閣僚級というのはいさう方々だったのですか。

○田中参考人 日本側からは、宮澤官房長官、それから二階堂総務会長、それから大来対外経済担当政府代表、それから菊地外務省外務審議官、こ

の四人の方でございます。

（畑委員長代理退席、委員長着席）

○阿部（未）委員 これは私はマスコミの皆さんからの解説を承ったのですから本当かどうかかわからないのですが、これが蹴跌を来した原因は、そもそもNHKの会長が宮澤官房長官と話をして、こういう企画でやろうではないかということで話を進めたが、政府部内においてだでえ余り仲がよくないと言われている伊東さんの方が、外務大臣がつんばさじきに置かれたのでつむじを曲げてしまった。そこで外務省が腰を上げてくれなくて、まあ妨害したと言えはこれは少し言い過ぎですが、本気になってアメリカ政府との折衝をしてくれなかった、これがこういう結果を招いた原因だ。そういう企画を私は悪いと言ふんじやないのですよ。企画そのものはりっぱですけども、言うならば、やり方が、特定の権力者とNHKがついて企画をしたから、正式なルートにのせてやらなかったから、こういう過ちを犯す結果になった、そう私は思うのですが、これはマスコミの方々の解説ですからここで信用していいかわかりませんけれども、そういうきらいはなかったのですか。

○坂本参考人 それはもう全くのぬれぎぬでございます。私、この件に関して、宮澤官房長官に事前にも事後にもお目にかかっておりません。ただ阿部先生御指摘のように、少なくともNHKの会長が記者会見で明日やりますということを発表しておきながら、それができなかったというふうについて私の責任は非常に大きいというふうに認識しております。ただし、事柄が番組のことでございまして、土壇場にいつてでなくなるといようなことは、事政治的な問題だけでなしにございまして、その点の御猶予はお願したいと思っております。私はこの企画をギブアップしておりません。せっかくこういう衛星でもって世界が結ばれる現時点において、生で責任者が話し合うというふうな企画は何かやはり実現したいということで、昨年もアメリカへ参りましたときに、

アメリカの総局長に衛星を有効に使えという指示をした、それが企画の発端になっていたのではな

いだろうか、これは私の推測でございまして。

○阿部（未）委員 会長がそういうふうにお答えいただければ、私も非常に心丈夫でございましてけれども、しかし何といたって国民の側から見ますと、突然中止になったということについては、どうしてそういうことになったんだろうかという疑惑が非常に残っておりますから、単にアメリカの都合でやめたというのではなくて、こういういきさつであったということ、やはり機会を通じて明らかにしておいてもらいたいと思います。

もう一つ同じようなことがあったのですが、ロッキード事件の五周年ということで、NC9ですが、あの報道特集でもって何か番組をつくられておったところが、これまた放映の寸前になって中止になった。これもマスコミを大変にぎわしておるようでございしますが、これはどういふいきさつでございしますか。

○田中参考人 二月四日の夜に、ロッキード事件が五周年というふうなことでございしたので、どういふようなニュースを出そうかということで事前にいろいろ企画を立てました。それで、その材料を集め編集をしていく過程の中で、いろいろ議論もありましたけれども、当日のニュースといしましては、ちょうど根本さんの最終公判にも当たりまして、それからその後、被告人尋問といふような大きな話題もございしたので、裁判そのものにひとつ焦点をしばってやっていこうというので、内容的には当日の裁判の内容とか今後の展望、そういったロッキード事件の公判そのものに焦点を当てて放送企画を出した。それを最終的な編集判断として出したというのがそのいきさつでございします。

○阿部（未）委員 どうせそういう判断をなさるなら、もう少し早目に判断をなさっておいでもらわぬと、放映寸前になって判断をされたのじやないか、悪いのですよ。なぜ、放映寸前になってそういう判断を出さねばならなかったか。率直

に言って疑問が残ります。しかしまあ、NHKの方で自主的にお決めたわけであって、アメリカに決められたわけじゃないですから、このことはもう触れませんが、ただ判断をされるなら、もう少し早目にやっておいでもらいたい。これは申し上げておきます。

次に、予算の関係について伺います。NHKの予算というのは私は非常にわかりにくいのです。たとえばNHK昭和五十六年度の受信料収入というものはどういふ基礎で——細かいことじゃないのですが、たとえば昭和五十五年度の未収金は昭和五十六年度の収入に計上されておるのかおらないのか、この点ひとつ。

○渡辺参考人 お答えいたします。

五十六年度に計上しました受信料につきましては、五十六年度に新しく発生いたします債権額でございまして、前年度、五十五年度受信料の未収分については予算に計上してございしません。

○阿部（未）委員 わかりました。それで私は疑問が起るのです。いいたいておりまして收支予算・事業計画・資金計画の三十三ページに、資金計画の「入金金」で受信料収入予算の二千七百六十三億云々が記されて、その中から年度内に収納に至らない受信料を控除する、こうなっております。それが資金計画だということになっておりますね。なるほど昭和五十六年度については昭和五十六年度中の未収が残るでしょう。しかし昭和五十六年度の未収は繰り越して入ってくるはずですから、資金計画から控除するというのはわからないのです。

○渡辺参考人 お答えいたします。いま、五十六年度新たに発生いたします債権額をのせていると申し上げましたが、その五十六年度中に全部その債権額を現金化できるかといふことでございまして、現実問題として全部はできないわけでございまして、そのうちの九六%相当額がいます。経費値としても入金として入ってまいります。したがって、その辺の事情を資金計画で明らかにしたわけでございまして、先生い

ま御指摘の、そのうち本年度収納に至らないものを除くというのは、四%を除くというわけでございします。それで資金計画に九六%のものを受信料の入金金と表示してございします。

もう一つお尋ねの、前年度の受信料の未収分はどこへいったのかということもございしますが、これは先生もし予算書をごらんくださいましたら、三十五ページに資金を四半期別に分けて計上してございしますけれども、その「入金金」の最後に「その他の入金」というところがございしますが、そこへ前年度受信料の二年目に集めるべき入金金額が百二十九億三千八百万と表示してございします。現実の資金の中身に着目いたしますと、五十六年度、いま御審議いただいております受信料につきましては、その九六%を年度内に現金として収入する見込みだ、前年度の取り残しについては五十六年度にまたそれ相応の金額を取っていくということ、この資金計画で明らかにしておるわけでございします。

○阿部（未）委員 大体そういうことにならなければ勘定が合わないわけですが、それでは五十五年度の受信料は必ず五十六年度中に未収は入ってくるのですか。二年間、三年間にわたって未収は残るのではないですか。

○渡辺参考人 お答えいたします。受信料の債権額につきましては、二年間これを会計上計上いたしましてこの収納に努めるわけでございまして、いま申し上げましたように五十五年度のものを五十六年度に会計上収納いたしましたので、会計上それで取れなかったものは、会計上の債権としては落としてしまふわけでございしますけれども、営業として、これを長期にわたって収納に努力することは変わりないわけでございします。

○阿部（未）委員 だから予算の立て方が、どうもそこが私にはわからないのです。いすれにしても、これは一応債権として認めたものを予算に立てていくわけでしょう。確かにおっしゃるよう五十六年度の受信料が五十六年に全部入ってこな

いことはわかります。わかりますけれども、それは当然前の五十五年の未収がそこに入ってきて、資金全体としては大きい動きがないのではないかと。それをややくしく五十五年の未収は別にこれも確定してないのではありません。未収分を、確定はしてないけれども一応予算に計上してある。そして五十六年の償還はその中から未収になるであろうと思う分を引き去ってまたこれを予算に計上してある。しかし、実際の資金計画としてここに計上してあるものが間違いなく現金として入ってくるかというと、これはいづれもきわめて不確定なんです。きわめて不確定ならば、そういうややくしい予算のつくり方をしなくても、こし債権の確定したものがこし収入に大方なる。それで実質的には未収の分が毎年繰り越していく、翌年の収入になってくる、そういう運用でいいんじゃないですか。どっちにしても不確定なものなんです。きわめて不確定なものをよりわかりにくいように予算計上されておる、そういう気がしてならないのですが、どうなんですか。

○渡辺参考人 お答えいたします。

いま先生おっしゃいました受信料の収納につきましては、一年、二年、三年、四年と追いかけていくわけでございますから、その経過から言えは同じじゃないかというお話でございます。しかし、実際問題として初年度と二年度は相当の収納額があるわけでございます。三年以降になりますとその収納額は非常に小さくなってくるというのが現実でございます。それに着目して協会のいわゆる償還をどの年限で切って計上するのがよろしいかという論議が長らくございまして、いま定着しておりますのは、初年度の未収金は二年度までは償還として載けておく、三年以降のものは雑収入としてこの予算の中に計上してあるということでございます。入金額そのものについては、予算の構えとしては万全だと思っておりますけれども、二年で切って償還を切るところに、資金計画に前年度の入金額を入れてあるというところが多少会計上の問題と現実の感覚と、あるいはおわかりに

くいかもしれませんけれども、いずれにしましても、いずれ入ってきますものは雑収入であり、未収金の回収という形で漏れなく計上されているわけでございます。

○阿部(未)委員 取れる取れぬは別ですが、ただ私が考えるのは、きわめて不確定な要素を持つておる、わざわざそんなに仕分けをしなくても、現実問題としては、五十五年の未収が五十六年に入ってくる、五十六年の未収は五十七年に入っていくのですから、資金そのものの、現金そのものの動きにはそれほど大きな違いはないんじゃないかと。それをわざわざいずれも不確定な要素を組み合わせて、あたかもこれなら間違いのない資金計画ですというように書いてあるけれども、これも絶対的な資金計画に率直に言えなければならぬはずなんです。やはり不確定な要素を含んでおる。これは非常にわかりにくいのですが、それがNHKの会計のあり方ならば特段申し上げません。内容はわかりましたよ。

次に御尋ねいたしますが、先ほど久保委員の方からもお話がありましたけれども、国際放送費ですけれども、国際放送費は、この予算書によりまして、十七億何千万というふうになっております。ところがもう一つ、国際放送そのものに要する費用、いわゆる人件費その他を含めたものは三十数億円になっておるのです。国際放送の予算は十七億しかないが、実際には三十数億という金が国際放送に使われる、そう考えられるのですが、これはどういうわけですか。

○渡辺参考人 お答えいたします。

いま先生おっしゃいますように、NHKの予算の表示といたしましては、人件費、国内放送、国際放送と項目を分けて計上いたしておりますので、国際放送の番組直接経費はおっしゃるよう十七億でございます。ただ、私も申し上げております三十七億と申しますのは、国際放送を行うのに人、物、金、全部合わせて幾らという把握を五十年からしているわけでございますが、そういう意味で、主として人件費、要素を加えてまいりま

すと三十七億になるというところでございます。

○阿部(未)委員 これもまた非常にわかりにくいのです。人件費の方はいわゆる給与で計上して、それから国際放送には国際放送費で実際に放送のための費用だけしか計上してない。しかしよく調べてみると、国際放送に実際に要するお金は実に三十七億六千万くらいのお金が必要なんだ。ここに先ほどから議論になっておる現行法制上の国際放送の、国が命令をし、国が費用を負担しなければならぬものは幾らかという問題と絡んで、あなたの方のこの予算の計上の仕方が非常に問題があると思うのです。一見国際放送は十七億しかかからない、こう見えるのです。しかし、実際には国際放送をするために三十七億もかかっているのが現実でしょう。その三十七億に対して一体命令分ほどの程度かということ議論しなければ議論の核心に触れないと思うのです。

そこで具体的に、国際放送のために要する予算、いわゆる人件費も含めて三十七億、そのうち郵政省から放送法の三十三条でございまして、国際放送を命令されておる部分について幾ら金がかかっているか知らせてください。

○渡辺参考人 いま国際放送総体につきまして三十七億と申し上げましたが、命令分とそれから自主放送によって行うものと二元的になっていることは先生御存じのとおりでございます。この経費についてどのような区分になっているかという問題でございますが、いわゆる命令放送について具体的に言いますと、命令放送に必要な金を受信料がどれだけ食っているかという問題と同じでございます。いま先生おっしゃいますように、命令の金額の範囲で行うということでございます。命令に要する経費というのは、やはりその経費の中でやっているという認識をしていくわけでございます。

○阿部(未)委員 それは議論が逆さまじやないんですか。まず三十三条では「郵政大臣は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会に国際放送を行うべきことを命ずることができ

る。」と、こう明らかに記されております。ですから、まず郵政省側はこの三十三条によってNHKに命令しておるわけでしょう。そうじゃないんですか。

○田中(眞)政府委員 先生、ただいま申されましたとおり、放送法の三十五条の規定によりまして、国は、NHKが命令放送を実施するために必要な経費を負担することになっておるわけでございます。そして郵政大臣が、その実施命令におきまして命令放送を、その放送効果を高めていただくというふうなことで、NHKがみずから行います自主放送と一体として実施するように命じておるわけでございます。したがって、外見上は命令放送部分と自主放送部分とに分けておることは明らかとなつていないわけでございますけれども、私ども交付金の算定に当たりましては、一応命令放送に必要な要員あるいは施設等にかかる費用を個々に積み上げて、それらに基づきましてその額を決めておるということになっております。

もう少し詳しく申し上げますけれども、NHKは、国際放送関係の経費として、NHKに何いまして国際放送費というふうなことで、先ほど申しましたように十七億二千八百万という計算をされております。その細目は、番組制作費あるいは編成企画費、技術運用費あるいは通信施設費、大きく分けてこの四つに分かれておるようでございます。そのほかに、国際放送を実施するために給与が要するという形で十五億ちよつとの数をお聞きしております。それから管理費等というふうなことで五億でございますか、そういうふうなことで五十六年度は三十七億五千七百万円要する、そういうふうにお伺いいたしております。

私ども、政府命令を要するに当たりましての積み上げ方でございますけれども、国際放送費といいますが、先ほど申しました十七億二千八百万円に関するものにつきましては、政府分としては六億二千四百万円を現在としては見込んでおるというふうなことでございます。給与相当分に対しては三億三千九百万円、それから管理費等に

対するものにつきましても三千五百万、そういうような見方でございませうけれども、もうちょっと詳しくなりましたけれども、通信施設費の中に受信改善費と申しますか、シネスから中継している部分がございしますが、これは一億三百万というふうなことでございまして、この分につきましてもいろいろ議論はあろうかと思ひますけれども、金額国庫負担、この分はそのまま見ているというふうな形になっておるわけです。

いずれにいたしましてもラジオ・ジャパンと申しますか、伝統的なものがございしますので、やはりラジオ・ジャパン、日本放送協会というふうなことで自主放送と命令分を一体として放送していただくのが効果があるというふうな考え方でございします。

○阿部(末)委員 実際問題としてはこの国際放送を一体的に放送せざるを得ない、それは私も理解ができるのですが、その中でいま局長がお話しになったような予算の組み立て方が妥当であるかどうか、これが妥当であるという根拠がございしますか。たとえば全体のあれに対して国が負担しておる分は二六％ぐらいですか。二六％は国が命令しておる分であるという根拠がございしますか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

二六・六％という形になっておるわけでございしますけれども、私どもいたしましては毎年度予算の問題で努力しておるわけでございしますが、予算で支出した範囲内において政府命令分の放送を実施していただきたいというふうな、ちょっと逆さの関係でお願いしておるわけでございします。

○阿部(末)委員 これだけ放送してくれ、そういうふうな理屈になっておるようでございします。しかし、この負担の割合は大幅変わってきております。高くなつてきましたね。国際放送で政府負担の方がだんだん高くなつてきました。高くなつたからいいというのではなくて、私はやはり何が妥当かという線を含意すべきであるという気がするわけなんです。国際放送の中で何割を命令分

として見るかというのを決めるべきだ。きょう大蔵省来ていただいておりますが、きのう私大蔵省の方にこの問題で質問すると申し上げたら、非公式な御連絡がございまして、大蔵省といたしましては郵政省がございするだけ国際放送については全額予算を認めておりますから出席せぬでもいいんじゃないでしょうかというお話がございまして、私は全額認めたとか認めぬとかというんじやなくて、国際放送分を一体何％というふうに取り決めるのが双方が納得できる筋だろう。放送は一体的でやむを得ません。負担割合をどうするか、そのことを検討すべきであるということ、今回が初めてではありませんが、数次にわたつて申し上げております。郵政当局とNHKはどういう検討をしたか、明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○坂本参考人 先ほど久保先生の御質問の最後にも私、国際放送の問題について適正なという修飾語を使つたわけでございしますけれども、その適正なという適正が一体何にあるかということとはなかなか御議論のあるところかと思ひますので、あるいは言い方でお答えしたわけでございしますが、少なくともNHKの自主放送としての国際放送は報道、教育、教養、娯楽も含まれておるわけでございします。命令分に関しては時事に関するもの、国策に関するもの、報道というところで、娯楽というところについての御指定はございしません。だから、そういうふうな分量的と申しますが、そういうことも当然一つの物差しにはなるんじゃないでしょうかということと検討するように指示して検討していることは事実でございしますけれども、正直言つて適正というところのパーセンテージが那邊にあるかというのをなかなか探りかねておるというのが偽らざる現状でございします。

○田中(眞)政府委員 先生は、NHKが行つております国際放送の中の何％かを国が出すというところで、フィロソフィーと申しますか、一定の考え方を明確にしろという御要求かと思ひますけれども、郵政省と申しますか、政府といたしましては、

NHKの自主放送分がなくても政府として最低限は確保したい。その分を確保した上で、なお今日のようにますます必要になる分について、その上増し分として年々微力ながらも努力してまゐつておるといふような考え方でございします。

○阿部(末)委員 最低限のものは確保というその最低限のものは何％ですか。最低がわかれればあとはわかるんです。

○田中(眞)政府委員 それも何％が妥当かというところは、先ほどむずかしいというふうな申し上げたわけでございしますが、それと同じことで申し上げにくいわけでございしますけれども、四十四年度以降の率で申し上げますと、四十四年度は二一・二％というふうな数字になっております。それから五十年以降かなりふえておりまして、五十年年度が一六・九％、五十一年度一九・九％というふうなことで、年々そのパーセンテージを上げてまいりまして、より重要性を増す国際放送について努力してまいつておるといふようなことでございします。

○阿部(末)委員 大蔵省見えていただいてありますが、これは亡くなられた大平さんが大蔵大臣のときにも約束をしておられた、これは法律ではつきり決まつておることですから必要なお金は出します。その約束をいただいておられますし、またきのうのお話でも、非公式ですが、郵政省から要求があつただけは全額認めておるんだから出な

くていいんじゃないかというお話があつたんですが、いまの議論をお聞きになって、大体大蔵省としては国際放送を政府が命令した分は政府が負担する。ただ、国会がこれは多過ぎるとか言つて削つたらこれは別ですよ。国会が議決をした範囲内で賄わなければならぬけれども、そうでない限りは政府としては国が命令した国際放送に必要な予算は、これは原則として認めておるんでしよう。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。国際放送の重要性という点につきましては、私も十分認識しておるつもりでございします。ただ、郵政省が認めた全額をどうのこうのというのは、直接私にお答えしてありませんのでやや確認し

ておりませんが、たまたま今年度の場合には郵政省の御要求とおおむね同じぐらいの額で査定がなされておるのかと思ひます。ただ、今後すべてをもつてそういうふうにしていくことになりまうと、交付金といふこともやはり歳出の一部でございします。国の財政事情等々も勘案しながら適正な額を計上してまいりたいというところでございします。

○阿部(末)委員 三十五条の二項にどこか予算の編成という言葉がありますが、国会の議決を経るという言葉はありますが、予算の編成の範囲という言葉はありませんね。

○伊藤説明員 私が申し上げましたのは、先生御承知の上で御質問いただいていると思ひますけれども、予算は当然のことながら編成手続を経て、政府として提案するものでございします。したがつて、で上がったものが議決されて初めて効力を持つてくるということは申すまでもないことでございします。

○阿部(末)委員 そこで、議論が逆転しておるかどうかの問題ですが、三十五条の規定に明らかに「前二条の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする」とこれは明確になつておるんですから、予算編成の手続上は「負

担とする。」というこの大原則を踏まえて予算の編成にかかるべきなんです。その結果、国会がこれは多過ぎるとかあるいはそういう意見が出るならば、こういう意見があつてこうなつたということとはそれはやむを得ぬでしょう。一般の補助金みたいはこれだけでよからうとかいうようなことにはならない。これは命令した以上は負担をしなればならないという原則があるんです。ただし、それが国の歳出上困るような金額になつちやいかぬというのが、私はこの三十五条の二項の規定だというふうに理解しておるのですが、もう答えはいいです。

そこで、大蔵省としては非常に理解があつて、今年度も郵政省の要求しただけの予算を認めたようでございますが、あと残るのは、NHKは三十億と、国際放送の予算を受信者のふところから引つ張り出して使つておるわけですから、久保先生おっしゃつたとおりです。その中で命令された国際放送分の費用、一体どの程度負担してもらいたいのか。先ほどから会長はわかりません、わかりませんと言つて、自分のところで金を使つて放送を出しておつて、何ばもらえばいいかわからぬというやうなばかな話がありますか。これだけはぜひもらいたいのと、これはNHKの中になきやならぬはずですよ。そんなものもなくて長期ビジョンなんかあるわけじゃないでしょう。そのくらの原則はちゃんと立てない。そして、NHKと郵政省と、ついでに予算を編成する大蔵と話し合つて割合を決めておくのが一番無難だと私は思ふのです。これはどうですか。口が酸っぱくなるほど言つてきておるのですよ。やる気ありますか。

○坂本参考人 NHKは、全く何も意見を申し上げないでいたつてゐるというのではございませんで、当然NHKとして来年度なら来年度の国際放送はこういう規模で実施したい、それにはこれだけの経費が見込まれるということ、いろいろと御当局と折衝して、その結果がこうなつてゐるということでございますので、全くだい

た金をもとにして逆算して考えるということではございせんので、それはひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○阿部(末)委員 そのとおりなんです。そのとおりだからこそ、いただく金が少なければ受信者の負担はふえるという理屈になるわけなんです。しかもこれは、国が命令する以上は当然その負担は国がしなさいよ、ただ国の財政支出上困難がある場合は国会の決議の範囲でやらなければならぬことになつておると私は思ふのです。ですから、あとは郵政省と折衝されるんです。ですから、命令分について、NHKとしては、これだけはぜひ命令分としてびしやうとしてもらいたいという要求があるはずですよ。それを何かただでもらうやうに考へて、こゝこゝする必要があるんです。法律で決まつておるのですから。こんなものこそちゃんとあたりまえにもらわなきゃいけない。だから、大体私は半々がいいのか六、四がいいのかそれはわかりませんが、三者で話し合う以外にないと思ふのです。どうですか、郵政省の方は。大臣はどうせかわかるから、あなたの方が詳しい。(笑声)

○田中(眞)政府委員 この問題は私も勉強してみましたが、数年前から、もつと前からかもしれませんが、かなり議論になつてゐるところでございまして、今後ともその重要性をよく認識いたしまして努力してまいりたいというふうに考へております。

○阿部(末)委員 NHKどうですか。郵政省がせつかく考へてもNHKが考へなきゃだめですよ、これは。

○坂本参考人 いみじくも先ほど四分六、七、三かというやうな先生のお話がございまして、けれども、私もそういうやうなルールが一つ確立されればかなりいいんではないだろうかと思ふのです。ただその場合の分母の百がどういふことになつたのかということもあるのですから、軽々に七、三だとか四分六だとかというふうにも申し上げかねるもので、苦慮してゐるのですけれども、最終

的には何かそういうルールが確立できないものかなというところで、先ほど命令放送とわれわれの放送の身が多少違ふというやうなことの例示も申し上げたのは、そういう含みもあつて検討させてゐる、こういうことでございまして。

○阿部(末)委員 この次は私が言わぬでいいよ、に、せひひとつ郵政とNHK、大蔵も一緒に話し合つて、そう不当な額を要求するとはよくは思ひませんが、それは知れてゐるじやないですか。大蔵省の予算の中から見れば、本当にもうスズメの涙みたいなものです。ほかのことです。いふん大蔵省は無理をしておるのです。御存じかどうかわかりませんが、本来国がやらなければならぬ、国の庇護のもとに置かなければならぬ保護世帯とかいろいろなところに対する受信料の免除というものは、これは国の厚生福祉の政策としてやらなければならぬものを、NHK受信者がみんなかぶつておるのですよ、免除しておるといふのは、そういうところは、大蔵省はもう大変助かつておるのですよ、あなた方。だから、せめて国際放送ぐらひはきちつと出してやりなさいよ。これは帰つて大臣にそう言つておいてください。あなたが出ると言つたら怒られるかも知れぬから。

時間がなくなりましたが、その次、こういうことはどうなつてゐるのですか。いま前納の件数が相当ふえ、それからまた口座利用がだんだんふえてゐるやうでございまして。口座利用がふえ、前納の件数がふえてくるということは、逆に言えば、営業活動の中でいわゆる人件費と見られる委託の費用が幾らか減つてくるのじやないかと思ひますけれども、口座や前納がふえながら委託人件費の方もだんだん伸びておる。これはどういふわけですか。

○海林参考人 お答えいたします。非常にうがつた御質問をいただきました。おつしやるとおり口座がふえる。現在口座は全国平均四二%、東京は五〇%でございまして。口座がふえますれば、委託が回つて歩く頻度数が少なくなる

だらう。ところが、一地区でござつて全部口座になりますれば、委託の方がそこへ伺わなくなるといふことでございましてけれども、十軒のうち一軒、二軒といふことでございまして、どうしてもそれをフォローせざるを得ない。かつ、引越しまつてしまふと、次に口座を勧奨いたしますときにまたそこで訪問しなくちゃいかぬ。しかしながら、先生のおっしゃるとおり、三年、五年、十年というやうな長期ビジョンの中で考えますれば、NHKとしては経費節減、抑制ということでも当然口座化を推進する。実は五十六年の営業の四つの基本方針の中にも、口座を積極的にやろうといふことで、他の公共企業が六〇%、七〇%いってゐるわけでございますから、それに接近すべく現在努力し、やがてコストを下げたい。しかし現状二、三年、もつと先でございませうか、急速に低減することは至難のわざではなからうかと思つております。

○阿部(末)委員 よくわかりました。おつしやるやうに、これはひとつ努力をして、この人件費がずつと減つてくれば経営の上でも非常に楽になつてくるのじやないかという気がいたします。確かにそうです。私も郵便局の仕事を知つていますから、郵便部数が少ないからといって、あたりまえの道を歩かぬわけにいかぬので、大体そうだろうと思ひますが、それでも常識的に、件数が減れば余り人をふやさないといふことは言えると思ひます。

最後ですが、いまNHKの方ではローカル放送に非常に熱心に取り組んでいただいております。結構なことだと思ふんですが、関東を除いては各県に放送局があるわけですが、あの県域放送というのがローカルの中では非常に大きい役割を果たす。たとえば県知事がどういふことを考へ、どういふことを言つておる、いわゆる単県域の放送になるわけ。あるいはわれわれが選挙するとき、政策の発表をやつて放送する。ところが県域放送が入らないものですから、大分県の人や愛媛県の県知事さんの話を聞いていたり、山口県

昭和五十六年三月十九日

一四

の立候補者の話を聞いていなければならない。せつかくローカル番組に力を入れてみても、県域の分野で非常に大きく欠落してくる。県域放送の充実についてはどういふふうな取り組みになっておるわけですか。

○高橋参考人 お答之申し上げます。

ただいま先生から御指摘いただいたとおり、県境のようなところにおきまして、いま先生のお話のような、いわゆるローカル放送に対する難視が、出ておるのはそのとおりでございます。現在全国的に十二万世帯とわれわれは見込んでおります。簡単に各ブロックで申し上げますと、北海道地区では九百世帯でございます。東北で四千九百、東京で二千六百、中部で一万八千。特徴といったしましては、いま先生が例示されましたように、瀬戸内関係の近幾から中国、四国、九州に多いわけでございます。この辺につきまして申し上げますと、近幾で三万七千、中国で一万九千、四国で一万四

千、こういう状況を示しているわけでございます。これにつきましては、まずわれわれの難視解消の計画といたしまして、全然とは申しませんが、NHKの総合も教育もほとんど見えにくい、そういう全国難視的な計画を最優先しております。それから、引き続きましてこのローカル放送の難視

地区の解消に努力しているわけでございますが、現在、このローカル難視の解消だけの目的でつくった局が全国で五十六局でございます。そのうち、香川県と愛媛県に例示されますように、この二県だけで二十四局でございます。現在、これににつきましては、さらに、先生御指摘のとおり、選挙の場合は御承知のように出入り中継などでこれができるだけ補完する努力はしておるわけでございしますが、現在、たとえば兵庫の川西市萩原台、これ以下約十九地区をこのローカル難視のための局候補としまして現在調査しております。それで、すでに五十五年度中にも五局を完成いたしましたので、それから五十五年度中にさらに二局の着工をしております。五十六年につきましては、この調査を進めまして、先生の方が御承承のとおりに非

常に散在しておるものでございますから、それが局として非常にまとまりにくいのをどういう形でまとめていくか、このまとまったものから置局の計画という形で取り進めてまいりたい、さように考えております。

○阿部(未)委員 私は、いま数字は直ちに納得しがたいのです。大分県などというところは、愛媛県、山口県の放送の入るところが多いのではないかと思います。四国ばかり余りかわいがないのは非常に残念です。大分県の方も少しかわいがつてもならないで、大分県の方も少しかわいがつてもならないと……。どうですか、堀之内先生、九州も少しかわいがつてもならないと。……。

よくわかりました。せっかくローカル放送の強化をやっておられるわけですから、この次は、県域放送について、いまお話がありましたように、ひとつ積極的に進めていただきますようお願いいたします。

先ほど来、いろいろ申し上げましたが、要はNHKが公共放送としての使命を全うされますように、そのことをひたすら念願をして申し上げますのでございますから、行き過ぎのありました点はお許しをいただきたいと思います。

○佐藤委員長　阿部未喜男君の質疑は終わりました。

午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後一時三十四分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題とし、質疑を続行いたします。

鳥居一雄君。

○鳥居委員 御苦勞さまです。同僚委員からさまざまな角度の質疑がございました。視点を變えま

して、私はきょうの質問で多重放送などを含めたニューメディアにつきまして、その展開、これをお尋ねをしてまいりたいと思います。

個々のメディアに入る前に、郵政省とNHKに對しまして、八〇年代を展望して放送技術の新しい

い開発、これにどのように取り組んでいかれるのか、まず伺いたいと思います。

○田中(眞)政府委員 ニューメディアの開発に備えて郵政省としてどのような取り組み方かという御質問かと思ひますけれども、ただいま御指摘のように社会、経済等の分野におきましていろいろ高度化、複雑化が進んでまいって、非常に情報量が增大してまいっておりますし、そうした情報的高度化、多様化に対します社会的ニーズも一段と高まっておりますというふうに認識しております。

ニーズはそうですが、一方送りの側、メディアの側といたしまして、近年におきます放送技術あるいは電気通信技術の革新というものも大変著しいものがございます、放送衛星、多重放送等いろいろと実用化が迫ってまいっておるといふ実情でございます。

そのような認識の上に立ちまして、郵政省とい
たしましても、こうした技術革新の成果というも
のは早急に国民に還元さるべきものである、還元
してまいりたいという考え方のもとに、具体的に
申しますと、御存じと思いますけれども、現在郵
政省に放送の多様化に関する調査研究会という
ものを学識経験者の方々から構成していただきま
してやっていただいておりますけれども、そうし
たところにおきます審議状況、検討状況という
ものを踏まえながら、こうした時代の大勢にお
くれないように積極的に取り組んでまいりたいと
いうふうに考えておる次第でございます。

○高橋孝考人 NHKといたしましては、ニューメディアの実用化というものにつきましては、将来国民生活にも非常に大きい影響を持つておる、またこのニューメディアにおきまして、現行の放送メディアが欠落しておる部分というものを補完する、ということ考え方もございますし、また、現在の

放送メディアが持っていない機能というものをつくくりまして国民の福祉に還元してまいりたい。さ
ような考え方から、NHKといたしましても、新
しい放送サービスのメディアの研究開発というも
のを行ってまいりましたし、またこれからも継続
してまいりたい、さように考えておるわけでござ
います。

具体的に申し上げますと、大體無線系を用ひまして技術論として新しい放送メディアというものを考えられるのは、紙の上では約二十五種類ぐらゐといふことをわれわれ考えております。しかしいま先生御指摘のように、八〇年代から九〇年代にわたつて、この直近のところにござつてゐるわれわれが国民のニーズ、シーズといふものにこたえられるであらう、またこたえるべきではなかつたらうかという判断に基づきまして、八つほどのニューメディアに重点を置いて研究開発を行つております。

一つは、緊急警報放送でございます。これにつきましては、非常災害のようになるときに、たとえ聴視者の皆さんが夜お休みのときでもこの警報にタッチをしていただきまして、臨時ニュースそのような他災害情報というものを周知させるといふようなシステムでございます。それから、このように交通が非常に盛んになってまいりますと、走行中の車による災害というものも非常に増加しつつございますので、このような運転者に対して交通情報を与えるという考え方、これにつきましては、外国では実施しておるところもございますので、こういうふうな道路交通情報というものを伝達する手段も研究しております。

それから、簡単な文字や簡単な図形で構成されるような情報を、現在のテレビのディスプレイ装置、ブラウン管上を利用いたしましてさらに補充するような情報手段としまして、文字放送、これの研究もやっております。その続きといたしまして、ハードコピーで情報を送るというようなファクシミリ放送、さらに簡単に申し上げますと、現在ラジオ放送に、動画ではございませんですけ

れども、スチール写真のような形でもってインフォーメーションの量をふやすという考え方の静止画放送、さらに、現在のテレビというものについてさらに画質をよくするという考え方、それから現在国民の方からもワイドのもの、さらに画質のよいテレビという要望も非常に来ておりますので、これに対する高品位テレビ放送、さらに現在のFM放送というものにかわりまして、それ以上により音質の放送という考え方で超高忠実度放送ということでPCMの放送、そういうものに重点を置きまして新しい放送サービスの研究開発をNHKは行っております。

○鳥居委員 音声多重放送でありますけれども、昭和五十三年に開始されて以来この新しいサービスの改善に取り組んでこられたNHKや民放各社、非常にその御努力を高く評価するわけですが、現状におきましては、放送時間が非常に短いという制約あるいは受信可能地域が非常に限定的である、こういうことが現在その恩恵を受けられないということの条件として一つ出てきているわけですね。それで私の手元にも、もっと放送時間、放送番組の充実をしてほしい、あるいは日本じゅうどこでも見られるようにという要望の声も寄せられているのが現状であります。そこでお尋ねいたしますが、NHKとして音声多重の現状、普及の状況、これを御説明いただきたいと思います。

○高橋参考人 お答え申し上げます。

五十三年度以来、実用化試験局といたしまして、東京、大阪から順次放送を開始いたしました。五十五年現在におきましては、東京、大阪、名古屋、京都、神戸、和歌山、前橋、この七地区で音声多重放送の実用化試験局を開設し、放送を実施しているわけでございます。これによりましてサービスエリアは、世帯カバレッジで申し上げます約五〇％でございます。したがって世帯数で約千六百万世帯ということでございます。放送時間は一日平均一時間二十分程度実施しております。

また、受信機の普及状況でございますが、これにつきましては、五十六年一月の電子機械工業会の調査によりますと、音声多重受信機は約三百万台というふうに表示しておりますので、われわれとしても大体三百万台くらいは普及しているのではなからうかと推定しております。

○鳥居委員 そこで、今後の拡充計画でありますけれども、受信可能地域の拡大それから放送内容の充実はどのようになさるお考えでしょうか。

○高橋参考人 まず五十六年度につきましては、ただいま先生の方にも事業計画としましてお示し申し上げましたように、札幌、仙台、広島、松山、福岡管内担当局級の五地区で新たに音声多重サービスを開始する予定でございます。これによりまして世帯カバレッジが六〇％、世帯数でまいります約千九百万世帯がカバレッジ内に入る見込みでございます。また放送時間につきましても一日平均二時間二十分程度を予定しているわけでございます。

五十七年度以降につきましては、残りが約四十地区になるわけでございますが、これにつきましては、プログラムのあり方また受信機の普及状況、そういうものも勘案いたしまして、逐次全国ネットワークの完成をまいりたい、そのように考えております。

なお、放送内容の考え方につきましては放送総局長に説明させていただきます。

○田中参考人 お答え申し上げます。

放送内容につきましては、まずステレオ放送につきましまして「音楽の広場」とかあるいは「あなたのメロデー」とか、そういった番組につきましましてステレオ化を図ります。それから二カ国語放送につきましましては、夜の七時のニュースそれから五時のニュースといったところを、新しいのは七時のニュースでございます。それから一時と五時のニュースは、これまで五十五年度もやっておりましてけれども、そのうちの五時のニュースを継続して引き続き二カ国語放送でやる。

それからもう一つは、補完利用の拡大ということとで、この三月一日に行いましたけれども、劇場中継のときに解説を音声多重でつけまして、これも大方の方の御好評をいただいております。以上でございます。

○鳥居委員 そうすると、地域の上で日本じゅうがどこでも見られる、これは努力目標でも結構ですが、どういうめどを立てていらっしゃるのでしょうか。

○高橋参考人 お答え申し上げます。

確定いたしました何年度に完了という計画はまだ持ち合わせておりません。先ほど申し上げましたように、五十七年度以降につきましましては現在長期ビジョン委員会の技術委員会でも、どのような形でこれを普及させていこうかという一応のNHKの考え方も示しまして、各外部の先生方の御意見なども聞きまして、逐次単年度計画として詰めてまいりたい、さように考えております。

○鳥居委員 音声多重放送につきましては、電波の恩恵を平等に視聴者が受けられる、こういう方向でひとつ格段の努力をお願いしたいと思っております。

郵政省はこの音声多重の補完利用しか認めない方針でこれまでやってまいりましたけれども、独立利用を認める方針の転換を実は新聞報道等で入手いたしております。この政策転換について御説明願いたいと思っております。

○田中(眞)政府委員 テレビの音声多重放送につきましましては、御存じのとおりたまたまのところ補完利用ということでやっていくわけでございます。去る臨時国会におきましてもテレビの音声多重の普及の度合いが遅いという御指摘もございました。お約束いたしましたとおり、ことしの当初におきまして拡大いたしました。本番組を補完するあるいは豊かにするものであるならばすべてこれを認めましょうというような政策転換と申しますが、拡大利用に乗っての線を打ち出したわけでございます。

ところで、ただいまいわゆる本番組とは無関係な独立利用についてのお話でございますけれども、新聞紙上等にそういうことが書かれているのは私も見聞したことがございますけれども、私どもの方から申し上げたことではないというふうに考えております。いずれにいたしましても、独立利用ということを考えてみました場合に、電波の効率的利用を図れる、あるいは情報の高度化多様化には資することになる、そういうふうには考えておりますけれども、当初からいまだに時間がかかっております第三者利用というふうなものとの関連をどうしても断ち切ることができない、やはり考慮すべき事項がいろいろあるというふうなことで、先般の補完利用の拡大措置以降におきます具体的な利用状況あるいはその様子等もお検討いたしながら、関係者の意見等を聞きながら検討してまいりたいという実情にございます。

○鳥居委員 独立利用のまさにその分野でありまして、文字多重、文字放送について伺いたいと思っております。

最近、経済的な繁栄あるいはまたそれに伴う国民の嗜好の多様化、こういう状況の中で個人生活の面でもあるいはまた産業活動の上からいきましても、情報に対するニーズは一段と強まっている、高まっている、こういう認識に立つわけでありまして、こういう中で文字多重、これはブラウン管を通じて必要な情報、受け手が望む情報を手軽に入手できるという意味で、受け手側の選択の機能というのが非常に評価されているメディアだと思っております。また、これは文字放送という意味からいきまして、聴力障害者に対する字幕サービスの提供という意味で、この文字放送の早期実用化が望まれているわけでありまして、イギリスにおきましても、BBC放送などがもうすでにこのサービスを開始しておりますし、わが国においても、技術的にはこの開発がかなり早い時点で進められ、今日までに終わっているわけでありまして、その点の実用化が一体なぜおくれられているのか、この点についてどういうふうにお考えでしょうか。

○田中(眞)政府委員 文字放送の技術開発の現時点における状況でございますけれども、この三月末に開かれます予定の電波技術審議会では、技術的方式につきましても、かなり前から研究を始めておいたわけですが、一言で申しますと、二十九文字で済みますアルファベットの国と日本の文字との差というものが大変多かったのではないだろうかということでございます。

なお繰り返しますが、技術的基準は、現在のところ三月末には決まる予定でございますけれども、こうした技術開発の場合に、通常はメーカー等が先行して商品等を出すということが多いわけですが、研究室内にあるいは実験室内のセットというものはあるけれども、市販されているようなものは、残念ながら日本の場合にはないというふうに認識いたしております。一言で申しまして、文字の差ということではないかというふうに考えております。

○鳥居委員 NHKに伺いますが、NHKとして技術研究所で技術面における開発を終えているわけですが、今後これをどのように実用化していく方針であるのか。またそのサービスの内容をどういうふうになさろうとのお考えか、伺いたいと思います。

○高橋参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、NHKといたしましては、技術研究所を中心にして各技術部門が協力いたしまして、四十八年からこの研究開発に臨んだわけでございます。その経過を一言だけ触れさせていただきますと、これも先生御承知のとおり、テレキスト方式と違ひまして、象形文字を使っておる日本でございますので、その面におけるテレキストと違った技術的な困難さを持つたわけでございます。その辺は御承知のように解決いたしました。ただいま電波監理局長からお話もございましたように、電波技術審議会の年度末の答申によりましてパターン電送方式は答申がされるというふうに予定されているように聞いて

ております。

これに對してNHKとして具体的にどういう考え方を持つかということになりますと、いま局長が申し上げたような受信機の問題がまず一つございます。これにつきましては、工業会の方にそういう研究会もつくってもらひまして、それに技術指導などをいたしまして、各社間でこれからつくる受信機についての、たとえばコードの押ボタン位置の問題とか、そういうコードの使い方の問題、こういうものは大体終わつたと思っております。

それから放送局間の問題として、今度はたとえば民放さんがやり、NHKが仮にやつたといひますと、その間におけるコード約束事項というもののについては、これから話し合ひなくてはならないのではないかと考えております。

あと技術的な問題としましては、何といたしましても、今度制作条件というものを非常に容易にしてやらなくてはいかぬという面における端末機の開発、これをいま努力中でございます。

それから内容でございますけれども、とりあえずNHKとしましては、先生御指摘のたとえば耳の御不自由な方々に対する字幕サービス、こういうものは公共放送の使命としても、文字放送が開設されればやらざるを得ないだろう。これは当然だと思っております。これは放送の内にもそのようなプロジェクトをつくりまして現在研究中というふうな状況でございます。

いずれにいたしましても、電波技術審議会の答申を待ちまして、われわれとしてもさらに実用化に向けて研究開発に努めてまいりたい、そのように考えております。

○鳥居委員 アメリカにおきましても、イギリスにおきましても、この文字放送を聴力障害者向けのサービスとして非常に積極的に取り組んでいらっしゃるわけでありまして、ぜひともNHKにおきましても、その方向、取り組みを要望しておきたいと思ひます。

ところで、郵政省は文字放送の実施主体を新聞

社とお考えになつてゐるのじやないだろうか。これまでの報道等から見まして、新聞社が民放があるいは第三者機関か、この三つの対象以外に実施主体というのは考えられないと思うのです。報道等を見ますと、いろいろなリークのされ方をしているわけですが、どうやら新聞にかなり比重がかつて、新聞とお決めたやつた、こういうふうな受け取れる節があるわけですが、新聞と民放各社との系列化がかなり進んでゐますね。そういうことから考えてみると、一体、集中排除という原則との矛盾はないのか、こういうふうに思うのですが、どういふふうに考えていらつしやいますか。

○田中(眞)政府委員 文字多重放送でございますけれども、いわゆる音声多重放送の場合にはもう一つ声加わるといふようなことでございまして、補完利用といふことがまず先行したわけでございますけれども、文字多重放送の場合、通常十ばかりの別の番組と申します情報送れるといふようなことになつておりますので、たとえば一つは、ただいま先生の申されました聴覚者のために、本番組と申しますか、その説明を入れるといふようなことはあるかと思ひますけれども、その他九つ残る部分についてどうするか。そうすると、番組自体にくついた補完的な利用よりも、その技術的内容からして独立的な利用、第三者かどうかは別といたしまして、本番組とは離れた独立的な利用といふものが中心にならうといふふうに、技術的には考えております。

ただいま新聞に関するお話がございましたけれども、私自身としては全然記憶もございません。恐らく今度三月に答申が出ますので、その中でやはりデイスカスなり勉強なりはするでしようから、そういうところで注釈を加へられたのかとも思ひますけれども、私といたしましては全然記憶がございません。つまり、新聞に独立的な利用、そういう意向が強いといふようなことは否定申し上げたいと思ひます。

しかし、いずれにしましても、こういう技術が開発され、本来的に技術的に言えば独立的な利用が予測されるような内容のものであるといふことで、実施主体をどうするかといふのは当然検討を進めなければいかぬわけですが、どういふ内容の番組がこういうものに適するのかわ、そういうものに対してそれならスポンサーになりましよう、あるいは番組をつくりましようといふようなこと、あるいはそうした場合には、ある番組内容を送りましよう、それが財政的基礎を持つのかといふようなこと、いろいろ問題があるだろう。御指摘のマスメディアの、もしテレビ会社やるとすればマスメディアの集中といふことになるではないか。ただ、それで放送会社自体以外の方に使つていただくといふことになれば、これは放送局自体を放送局以外の人が使つていふようなことになりましよう。財産権の問題とかいろいろ問題があるだろう。それから、電波の公平利用という立場から考えた場合にどうなるのか。いろんな観点から勉強する必要があるといふふうには考えておりますが、方針として出したことはございません。

○鳥居委員 郵政省で現在進めているキャブテンシステム、これはNTTのコンピュータを使い、プラウン管を使つてちやうど文字放送に相当する情報提供をやらうとする、そういう意味では同じような事業といふことになるだろうと思ひます。それで文字多重とこのキャブテンズを比較してみますと、情報コストの上からいって明らかに答へが出てゐる、文字多重に軍配が上がる。そういう意味からいってかなりキャブテンズ自体特色が一長一短あることは事実だろうと思ひますし、郵政省としてもどちらかといふ文字多重に比重を置いていらつしやるのじやないか、こういうふうに見える節があるのですが、いかがですか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。文字放送とキャブテンシステムとの比較といひますか、優秀、どちらに重点を置くのかといふようなお話のようでございますけれども、現在のと

昭和五十六年三月十九日

一八

よろしいということでございますので、これは現在われわれが保存しておりますところのたとえば映像の情報量でございます、こういうものをつとめておく。さらに今後最近話題をにぎわしておりますビデオディスクのようなもの、こういうものに対する供給の技術システムといたしましても、いいものを供給すれば当然いい画質のビデオディスクができる、こういう考え方もございますので、そういう意味合いでフィルムにレジャーでもってビデオから直接録画する、こういう機器も開発は終わっております。

いま残っておるのはどこかといいますが、これを録画するVTRでございます。このVTRにつきましたは二つの考え方でいま研究を開始させております。一つの考え方は、デジタルVTRでいくという方法と、もう一つはカラーの信号を別々に録画して後で組み立てるという方法、この二つが考えられるものでございますから、これの見通しを早くつけてまいりたい、そのように考えております。

放送の平和利用ということを考えましても、国際交流というのはどんな広がりてくると思います。残念ながら世界でいま用いられているカラーテレビ方式は御承知のようにNTSCとPALとSECAMと三方式があるものでございますから、現行私の方の映像をごらんになっていただきましても、この方式変換をした画質は落ちてきております。そういうことのないようにしたい。将来はこういうような視聴者の皆さんからも現行の画質よりもっといいテレビを出せという要望も来ているものですから、そういう将来のテレビといたしましては、そのときに今度はわれわれ技術屋の立場からしますと、そういう方式をこの方式で一本化したいというのがわれわれの念願でもあります。そういうことを国際会議にも提案しましたのが四十八年でございます。それで、この国際会議でもこれが取り上げられまして、現在各国のスタンダードプログラムに採用になつております。

NHKといたしましては、高品位テレビを放送する場合には衛星を媒体とすることが適しておると思います。そういう観点から、将来二十二ギガ帯の衛星放送のようなことが仮に出た場合には、こういうものにこういうニューメディアが適するんではないかということも含めて国際会議に提案しておりますところ、ただいま先生の御指摘のように、昨年の暮れにNHKの会長あてに、アメリカの連邦通信委員会とそれからSMPTTEといまして、テレビの技術者と映画技術者の集まりの学会がございますが、その会長から要請がございまして、そういうものをペーパーでは見ているけれども現物を見たことがないというので、アメリカの経費でもってサンフランシスコとワシントンでアメリカの政府関係者にも見せたところ、次の国際会議前のアメリカ・リージョン、第二リージョンの会議においてはNHKの高品位テレビのシステムをサポートしたいということが非公式に漏らされておるといふ現状でございます。

今後どうするかという問題につきましては、そういうメディアとしまして一番問題なのは、残念ながらバンドを非常に要する、約二十メガのバンドを要するというのが欠点と言えば欠点でございます。ただし、これについてバンドをどれだけ狭くすることによって画質を保てるかという研究も現在やらせておるわけですけども、その過程におきましては、この前のNHKのニュースでもごらんになっていただいたように、映画技術手法として採択したいというようなことが映画技術者の仲間から出てきておりますので、そちらの方に対する波及度というものが意外に早くくるんではなからうか、さように考えておる次第でございます。

○鳥居委員 いまの御説明の中にも帯域の問題が出てきたわけですが、放送に関する技術陣の大体の見通しとして次の世代これがとつかれるだろう。ですから、郵政省としてのこの対応というのが実はかき握るだろうと思うのです。郵政省としてどういう取り組みをなさいますか。

○田中(眞)政府委員　ただいまNHKの技師長

が最後に申されましたように、現在使っております周波数帯、放送衛星に使っておりますのも十二ギガサイクル帯でございます。これは国際的に放送のバンドとして分配されておるわけでございますけれども、このバンドの中で高品位テレビジョン放送を行うというには必要な周波数帯の確保は困難だ、不可能だというふうに申されましたが、私どももそのように理解しております。それで、私どももいたしましては、こういうふうにNHK K帯が開発された技術をぜひとも実現したいといいうことで、幸い十二ギガ帯よりもちょうど倍、二十六ギガ帯に放送衛星業務のための分配がございます。国際的な分配が行われている。こういうところでひとつやたらどうかということで、放送技術としての方式の統一もございまずけれども、バンド的な意味においても国際的な場におきまして高品位テレビジョンの統一的な技術基準というものを確立する方向でそういう方向に寄与してまいりたい、機会あることにそういう立場から発言もし、文献もコントリビュートしてまいりたいというふうに考えております。

○鳥居委員 きょうは主としてニューメディアの展開について伺ってまいりましたけれども、この問題やはり一番重要なのは、科学技術の開発といえますか成果といえますか、それをどのようにして国民のニーズに合致させていくかという永遠の課題だろうとも思うのですが、放送政策の中にこのニューメディアの問題を明確に位置づけ、今後取り組んで努力をしていただきたいと思います。

要望いたしましたして、質疑を終わります。

○佐藤委員長　鳥居一雄君の質疑は終了いたしました。

木下敬之助君。

○木下委員 NHKの五十六年度予算についてお伺いしたいのです。いろいろと問題点たくさんありますが、特に営業費の増大というのが目につきましたので、この点についてお伺いしたいと思います。

NHKの五十六年度予算の事業支出の使途別内

訳を見ると、広報及び営業活動に六百四十五億円余りを計上しているようです。これは全事業支出の二三・七％に及んでいるようですが、その内訳はどうなっておるのでしょうか。また、前年に比べて伸び率はどうか。

○渡辺参考人 お答えいたします。

いまおつしやいますように、六百四十五億一千七百万の営業関係の経費の内訳でございますが、三つに分かれておりまして、事業の広報に関する金がそのうち十八億でございます、伸び率として、これが九・三%ほど前年度に比べて伸びております。次は受信改善に要する経費でございますが、金額として四十七億六千万ほどでございます、これが五・六%。それから契約、収納に関する経費が五百七十九億四千六百万円でございます、この伸びが八・三%でございます。全体としましては、六百四十五億と申しますのは八・一%の伸びでございます。

○木下委員 営業関係支出の全事業支出に占める割合は、この十年間どのように推移しておりますか、お示しいただきたい。

○渡辺参考人　いま申し上げました六百四十五億という数字は、先ほどから申しております事業支出に人件費を加味した数字であらわしておるわけでございまして、この方式は五十一年からとっておりますので、十年というお話でございすけれども、五十一年からの経緯を説明させていただきますと思います。

五十一年は全体の構成比率が二二・二％でござ
います。以下、年次を追って申しますと、それが
二二・三、五十三年二二・六、五十四年が二二・
九、五十五年が二三・五、五十六年が二三・七％
というふうになっております。

○木下委員　その五十一年より前のは、数字を同じような計算方式に並べかえればわかるんじゃないですか。

○渡辺参考人　ちよつといま手元にございません
 もので、五十二年からの積算を申し上げた
 のですが、作業をすればわからないことはござい

ませんけれども、必要であれば後ほどまたあれし
ます。

○木下委員 せっかく話題に出たんですから、ど
うぞ出してください。

そういったものを見ますと、だんだんとふえて
きているように感じますけれども、この傾向と
いうのは、今後の見通しはどういうふうにか
おられますか。

○渡辺参考人 ただいま申し上げましたように、
この営業関係、事業の広報、受信改善、契約、収
納関係でございますが、これはだんだん比率とし
てふえていくわけでございます。これは、その中
身を申し上げましたように、広報にしましては受
信改善にしまして、それぞれの項目についてか
なり節約をしまして、あるいは原因者責任主義
の徹底によってまた減少をしていくという傾向は
それぞれ持っておりますけれども、全体としまし
て、やはり受信料制度を支えていく、受信料の公
平負担というものをしよつた経費でございますの
で、だんだんとふえていくという傾向はあるとい
うふうに申し上げます。

○木下委員 絶対量がふえていくのとパーセント
がふえるのはまた別な問題で、パーセントがふえ
ていくというのは、営業費の削減や営業方法の改
善など、当然経営努力はしなければならぬけれ
ども、営業費の増の傾向がこのまま続いていくと
本来の放送に使われる部分の費用を圧迫すること
にならないかと、考えるわけですが、その点どう
お考えですか。

○渡辺参考人 各年度の経費の配分につきましては、
いま申し上げました営業の経費も大事でござ
いますけれども、番組をつくり出してお送りする
という経費について最も重要に考えておりまし
て、いろいろ工夫をいたしまして、ある一定率
を下回るようなことがないように配慮をしてお
りますけれども、いまお尋ねのように、将来にわた
って営業経費がふえるということのかかわりで申
しますと、いままでのところは、管理費その他の
経費を抑え込んで、放送費については一定の比率

を保っております。ただ将来にわたって営業費が、
申し上げましたように、全体の構成比率が若干で
も上がってくるという趨勢は否めないものでござ
います。今後これらの問題を抱えて、八〇年代全
体について協会の経営をどうするかという課題の
一つとして取り上げておるところでございます。

○木下委員 放送が本来ですから、それを圧迫す
るのはおかしいじゃないかという理論と、どうし
ても上がっていくのが趨勢だから仕方がないとい
うのは、ちよつとかみ合わない論議だと思つた
す。基本の姿勢というものを持ってやっていた
きたいというのが私の意見でございます。

また、不払い対策とか、受信者との結びつき等、
国民に理解を求める姿勢というのは評価できるわ
けですが、経費の点を考えるとおのずと――前に
質問したときにも申し上げましたが、フクロウ部
隊をつくったけれども、結局それによる成果より
も費用の方が多かった、こういった点、幾つか挙
げられておりますので、その辺の限界をどのよう
に考えているのかお聞かせ願いたい。

○坂本参考人 先生のおっしゃる通りに、その点
はわれわれとしてはかなり大きなテーマであるとい
う認識を持っております。ただ、御承知のよう
にNHKを取り巻きます、特に受信料の問題につ
きましての環境がなかなか厳しゅうございます
ので、それを何とか理解を求めて収納を上げてい
くという努力、その努力のためにやむを得ない経費
の増高があるわけでございますが、これはあくま
でもできるだけ効率的に努力をして所期の目的を
達していきたいと思います。そして、いま御指摘のよう
な一番肝心の番組の充実にはびびが入るようなこと
になつては、全く元も子もなくことになるわけ
でございますので、そういう点を十分考えながら、
限界があるではないかという御指摘はそのとおり
でございますけれども、その限界をどこら辺にす
るかということもなかなかむずかしい問題では
ございまして、努力したいというふうに考えてお
ります。

○木下委員 ぜひ御努力をお願いしたいと思
います。

います。

最初の私の質問に対するお答えの中で、営業費
六百四十五億一千七百万と言われましたね。その
内訳の集金の部分が五百七十九億とちよつと聞い
たんですけれども、ほとんど大半がこの集金のよ
うであります。この大きな営業費の中の一番大き
な、大半とも言える部分は、たとえば自動振りか
えに切りかえる等進めれば相当削減できるのでは
ないかと考えるのですが、自動振りかえというの
はどの程度進んでいるのか、またどの程度まで可
能なんでしょうか。

○海林参考人 営業担当からお答え申し上げます。
自動振りかえにして人の手間が省けるという基
本的な考えからいたしますと、先生のおっしゃる
とおりでございます。現在口座振りかえで金融機
関に振りかえておりますパーセンテージは、全国
平均で、五十五年で四二％でございます。ただし、
先生御承知の全国三千五百地区に郵政委託地区と
いうのがございまして、ここではまだそういう金
融機関への自動振りかえができませんので、その
辺の伸びが今後どうなるか、東京では大体五〇％
ということでございます。

したがしまして、われわれとしてはコスト軽減
のためにその方向の努力をいたしたい。特に五十
六年、そういった受信料の口座振りかえを勧奨し
ようというところで、たまたま手元に持ってきたの
でございまして、こういうパンフレットを
つくりましてお送りするとか、お気づきかと思
いますが、放送のステーションブレイク、一分間の
中でも、どうか口座振りかえをお願いしようと
いった諸施策を講じておりまして、これからコス
ト軽減を図るかなりの大きなテーマ、眼目がお
つしやるとおりこの振りかえによって果たされる
というふうに思っておりますが、時間的にはかなり
かかるかと思ひます。

○木下委員 どこまで可能かという見通しがおあ
りでしたらぜひお聞きしたいのですけれども、
パーセントにおいても、どの程度までが可能では
ないかということ。

ないかということ。

○海林参考人 御承知のように、他の公共機関、
ガスですとか電気ですとか、この辺が六〇から七
〇というようなパーセンテージを占めておりま
す。東京でいいところは七〇を超えているわけ
でございますけれども、受信料制度の場合には対
価論ではございまして、滞納であれば電気をと
めてしまふというような直接的なことがござい
ませんので、われわれとしては努力目標を、どう
ございましょうか、七〇％に置くということがま
あ理想の頂点ではなからうかというふうに考え
て、諸施策をただいま立案中でございます。

○木下委員 先ほどの話で、その郵政委託の部分
はできていないと言われましたが、これはどうい
う事情でできないのか。また、その点はどうい
う見通しを持っておられるのか。

○海林参考人 全国の集金区の中で住民の方が二
千世帯に満たないところ、この部分につきまして
は、郵政、特定郵便局でございまして、特定
郵便局の集配の方とかそういう向きに委託をし
て契約、収納をいただいているというところでござ
います。その特定郵便局のオンライン化と申しま
すか、これは郵政の方の領域でございまして、し
ども、新聞その他の報道で着々進んでおりますけ
れども、この地区に対しては大体三百三十万件ぐ
らいの契約者がございますけれども、そこにまだNHK
としては手がつかないわけでございまして、今後、
その辺の調整を議論していくところでございま
す。御質問にお答えしますれば、その部分に申し
上げたような意味で手が入らないということでご
ざいます。

○木下委員 細かいことになってあれですけれ
ども、結局郵政に委託しているところで、郵政の方
に委託して集金してもらっている。だから、その
末端の人が自動振りかえに合意しさえすればでき
るわけですね。

○海林参考人 基本的には制度の問題がございま
す。それから、システムとして、先ほどちよつと
触れましたオンライン化というふうな技術革新に

伴うものもまだできないということでございます。

○木下委員 どうも余りよくわからなくて不勉強で申しわけないのですけれども、結局二千人ぐらいの世帯のところというのは、自動振りかえがやりたくてもいまシステムのできないということですか。機能がないということですか。

○海林参考人 おっしゃるとおりでございます。

C 木下委員 それでわかりました。その自動振りかえの勧誘というのは、集金人もお願いして回っているのだと私ども思っていたわけですけれど

も、聞きましたら、自動振りかえにしようとその集金人に言ったところ、いいです、いいですよ、こういうふうに言われたと言うんですよ。考えてみると、全部が自動振りかえに仮になってしまえば、集金人の仕事というのはなくなるわけで、当然利害が反しておるから自動振りかえ化には余り

熱心になれないというのは、これは人間の心理として当然のことだと思ふのです。NHKが本気で経費の節減のためにこの集金の合理化と自動化を考えておるならば、自動振りかへ化によつて余つた人たちの転職の道の拡大みたいなものまで含めて、利害が反しないようにして、相当積極的な方策をとれるのじゃないか、こう思ふわけですけれども、その点はどんなふうにやりますか。

○海林参考人 利害が伴わないというお言葉がございましたけれども、確かに委託の方が収納に回っている、それが口座になる、一件減るということでございますけれども、われわれの報酬の考え方の中で、口座に振りかわった場合に、それを事務費として受け持ち件数と比例をして委託の方たちの報酬の中に組み込むというような制度もございます。

それから先生のおっしゃいます。NHK自体が勧奨する、それから金融機関にお願いする、三対七の割合でございますけれども、先ほどちょっとパンフレットなんかお見せしましたけれども、金融機関にもお願いをし、またわれわれが自力で開発をしなければいけない。実は五十六年度の営業

の基本的な計画の中で、口座をさらに進めようという項目を四大項目の一つに入れまして、五十六年、積極的にその方向に進んでいきたいというふうに考えております。

○木下委員　その積極的なことと、いま言った集金の方にも利のあることはわかりましたけれども、逆にその集金の人の手を通じて自動化にして

いったものは、その後ずっと永続的にそのかえた人に入るわけですか。そうするとまた逆に、費用の削減というものをどういった形で考えているのか非常に疑問になってくるわけです。

○海林参考人 先ほどは、口座振りかえになったときの時点での事務処理ということで申し上げましたけれども、全体的に委託集金人の報酬ということのバランスでは総合的にやっておりますので、いまおっしゃったような形での結果には至らないということでございます。

○木下委員 どうもよくわからないのは、私は結局その集金人が自動化を自分が積極的にしていけば、その本人が有利なのか、不利なのか、変わらないのか、それを聞いておると、両側に答えられておって、どっちにとっていいかわかりませんが……。

○海林参考人 ただいまの口座振りかえに伴う報酬、それは大体十のうちの四の割合でございまし

て、NHKとしては、逆に六割に相当する部分を行動による報酬という形で、将来方向としては過不足なく、NHKの損にはならないという形で今後進めてまいります。

○木下委員 何か余りよくわからないんですがね。ちっともわからないですな。皆さんおわかりでしょうかね。「わからぬ、わからぬ」と呼ぶ者（あり）わからないですね。結局どっかで変わら

ないのか。集金人にとって、集金人の人もちゃんと自分が生活しているわけですから、その人の生活も考えなければこういった問題の解決はできない。だからそのときに、結局この振りかえを集金人が積極的にしたときに、集金人が得になるのなら、それはどんどん進むでしょう。そのかわりN

HKとしては経費の節減にならない。自動振りかえにすることによって逆に経費が多くなるじやないかと言っているのだし、もしそこで本人の収入入りが減るのなら、これは何かを考えないことにはならない。その考えるところが明確なのかどうか。実際減るのか減らないのかを聞いておるわけですから、もう一遍、そこがわかるようにちよつと教えてください。

○海林参考人 NHKが有利である形でありま
す。

○木下委員 集金人に対して有利とか不利とかいう感覚ではなくて、一緒にやっていたきたいというのが私の最初のお願ひなのですけれども、そうでなければこれは進まない。NHKが有利と云うても、振りかえにすれば全面的にこの営業費を減らして、その人たというか、その人た別の事業でNHKが考えていけば、それ

だけの収入になるだろう、こういう発想だったのですが、いまの話では、少々自動化したところで営業費の節減はできないというような印象も受けましたし、何かその辺が非常に納得のいかない話になってきました、私としましては、きょうは資料もありませんし、こんなことばかりに時間をとっていてもあれですけれども、どうかこの点は

何かお答えをいただけますか。

○山本参考人　こういう制度は、いま御指摘がありましたように、全面的に片一方にだけというような形ではなかなか進捗いたしません。したがってまして、こういう自動振りかえをいたしましたときには、本来ならばNHKが全部その恩恵を受けるといいますか利益を受けるというのも、これは一つのやり方でございますが、同時に、請負の方々

かそういう活動をしておられるということを考えますと、そこに何がしかの配慮というものも当然あつてしかるべきだろうということで、いま話がありましたように、全体の受ける、そこから出てきますメリットの一部は請負の方々にもお分ちしておるといふことで、全面的な形でNHKの

営業費がそのために低廉化するということにはなっておりませんが、全体としましては営業費の低廉の方にプラスになっておるといふ扱いをしておるのが現状でございます。

○木下委員　その現場に働いている人たちのことを十分考えてやっていただきたいというのが私の意見でもありますから。しかし、その人たちの使

い方を、ただ同じ人間を仕事量は減ったけれども同じ給料で残しているような形を考えるのじやなくて、何か積極的な、最初に申し上げましたように転職の道の拡大を図るとか、何か建設的な方向でこういった問題を片づけていただきたい。これはあくはNHKのいろいろな長期のビジョンの中にぜひ入れていただきたいと思います。また、全面的にできないというのは最初の見直し等でも聞いておりますから、この点につきましては、どうもぞいまい一層の御検討をお願いしたいと思ひます。

以上のように、営業費を取り上げてみしても、今後の見通しのむずかしさというのを大変感じておるわけです。五十五年から五十七年の三カ年計画以後、NHKはまたまた大幅な赤字を出すことになるかと推定されます。テレビの普及がどんどん進んでいた時代と違って、これからの経営は根本的な頭の切りかえが必要であろうと考えております。長期ビジョンを論議する中で、この際原点に返って考えてみるべきであらうかと思えます。その原点というのは、日本に公共放送というのは必要なのか、NHKは必要かということまで一度掘り下げて考えてみていただきたいと思えます。現在のままの延長ではなくて、白紙に返って、今後の日本の社会にどのような公共放送が必要なのか、あるいは公共放送は必要ないのか。もし必要であるなら、その公共放送を維持するための経費はどのくらいが適当か、この点を考えていただきたいのです。受信料という形で国民に負担をかけるからにはおのずと金額に限界があるだろうと思えます。どこかに水準を見つけて大枠を明らかにする必要がありますのではないかと考えます。こうして

た角度からNHKの経営のあり方を検討したことはございませうか。また、海外の公共放送の場合、何かそういった基準というものを考えが向いている国があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○山本参考人 ただいま御指摘がございましたような議題について、従来検討の課題といたしたことはございませうが、先ほどもお話がございました長期ビジョンの審議会が昨年の七月にできまして、それで、この中の議題には、先ほど御説明の一部に申し上げましたけれども、従来の調査会と審議会では現行法制度の枠内でいろいろ議論をしていただいたのですが、今度の審議会の場合は、現行法制度あるいは現行体制というものにこだわらないでNHKというものを一度お考え願いたいという問題も提起してございますし、そのメンバーになっておられる方々もそういう問題から考えてみようというところで、現在の日本の社会の中に、あるいは放送体制全体の中で、NHKの持つべき性格なり、意味づけなり、その責任なり、機能なり、そういうものをどう考えていくべきかというところで、御趣旨と全くびつたり一致しておるかどうかはわかりませんが、一応そういうことを議題としてお取り上げになっておりますし、私たちも、そういうことをお考え願うことは非常にいいことだと思つて、お願いをいたしておるというところでございます。

それから、金額がどのぐらいかということ、これは海外の公共放送の一般の例を見ましても、国民の負担がどのぐらいであれば適当であるかというものは、これは社会情勢なり国民の所得なりそれから放送の持つておるその社会の受け取られ方です。そういうものによって一概に決めがたいものでございまして、海外の公共放送あるいは国営放送、そういうものとのところで、国民の負担がどのぐらいが妥当であるというふうなものを決めておるところはございませう。

○木下委員 いろいろなことが考えられると思ひますが、根本問題で考え直すということですから、

いろいろな議論が出される中で、ぜひ、全く白紙でいま公共放送というものを考えて、国民にとつてたけになるのかならないのか、国民が望んでおるかという、この三十五年戦後たつてしまつた中で、全くいろいろなものが新しくなつていく中で、白紙でたつたらどうかというものをひとつ持つて、現状と比較しながら、それに近づけるような努力というものをしたいだきたいというふうな考えです。

先ほどの集金の話でも、もうすでにこういうふうになつていたら、幾ら費用がかからないシステムがあつたとしても、それを全部NHKが吸収するわけにいかない、こんなこともそういうことの一つだと私は考えております。

だから幾つかの三Kという中でも、国鉄等大変な問題です。そんなのがいわれる親方日の丸という形で答えていきます。NHKにも、やはり赤字がかさんでいく中で何か確固たるものを持つてないと、これから先どうなるのか、私も予算に反対、賛成をしていく中で、現状のNHKというもののだけ考えればやむを得ないという面をいまは優先しておりますけれども、ちよつと視点を変えれば、必ずしもそれが国民にとつてためになつていくかどうかというのは非常な迷ひを感じるわけですから、だからこの点は、ぜひもうじっくり前向きに検討して、国民のためになるかという視点で考えていただきたいと思います。

予算のことはそのぐらゐにして、これから音声多重について少しお聞きしたいのですが、郵政省にお聞きするのが一番先が本当だと思いますけれども、NHKを先にちよつと聞かしていただきます。

NHKのいまの音声多重はどういった実施をしておるのか、いまだどういう状況か、少しお聞かせいただきたいと思います。

○高橋参考人 お答え申し上げます。五十五年、きようにおきましては、五十三年度以来順次にサービスを拡大してまいりました音声多重の実用化試験につきましては、五十五年度

で東京以下七地区でもって音声多重放送のサービスを実施しているわけでございませう。これによりまして世帯のカバレッジが五〇%、世帯数で申し上げますと約千六百三十万というふうになつては把握しているわけでございませう。

放送時間につきましては、一日平均一時間二十分程度行つていくわけでございませう。

なおわれわれが、この千六百三十万の中で、音声多重の受信機が普及しているというのを工業会の調査に基づきまして把握している数字は約三百万程度というふうなことを考えております。

なお番組内容は、先生御高承のように、シルクロードとか紅白歌合戦、そういうものに使つていくわけでございませう。

なお詳細は、放送総局長の方から番組内容については説明させていただきます。

○木下委員 では、先に聞かしてまいります。

○田中参考人 五十六年度の新年度におきましては、放送内容としたしましては、ステレオ放送で「名曲アルバム」とかそういうものはいままでもやつておりましたので、さらにいろいろな「あなたのメロデー」その他に広げていきます。それから、二カ国語も七時のニュースその他に広げます。それから、劇場中継、そういうものにつきましても、補完利用の解説をつけていくというふうなことを当面考えております。

○木下委員 昨年末に利用方法の枠も大分拡大したようでございませうから、どうか新しい、いままでのテレビと全く違つた、また全然別の角度から視聴者に楽しんでもらえることが考えられるのではないかと思いますので、枠の拡大した許可の範囲の中でぜひ新しいことを考えてやつていただきたいと思います。

では、郵政省にこの音声多重についてお聞きいたします。

枠の拡大が図られたことは電波の有効利用の観点から大変結構なことだと思ひますし、特に昨年の衆参同時選挙のときに勇断でもって音多の利用が特別にできるようにしたというのは、あの

当時間聞いておりました大変素晴らしいことだつたというように私も評価をしておりますが、今後この音声多重放送をどうしていくおつもりでしょうか。

○田中(眞)政府委員 音声多重放送の拡大につきましては、昨年来本委員会でも御指摘がございましたし、放送時間も不足である、あるいは受信機の数もなかなかふえないというふうな御指摘がございまして、補完の利用につきましては私どももそういう点からまことにこもつともだということ、昨年の十二月末に方針を出し、具体的には一月からやつてもらふような形にいたしましたわけでございませう。

ただ、このテレビの音声多重というものは、それ以外の利用の仕方があるということにございませうけれども、独立利用ということになりましても、それこそ新聞紙上でも一、二載つておつたやうでございませうけれども、やはりラジオ単営社等に与える影響とか、あるいはすでに第三者利用を考えた場合には、放送局自体はその補完利用としてかなりの時間使つておる。そうしますと、独立利用に使える時間というものは細切れになる。主体は、どうしてもテレビ放送本体をやつておりますところの主体性といひますか、そちらの方がリレーシップをとるといふやうないろいろな意味がございまして、ただいまのところは、そうした問題点、従来からあるわけでございませうけれども、なお検討を続けたい。そうしまして、昨年の末はたしか受信機は二百三十万台でしようかというふうな申し上げましたけれども、いまのNHKのお話では三百万台にふえているというふうなことで、いましばらくこの推移を見てまいりたいというふうなことを考えておる次第でございませう。

○木下委員 技術革新の成果を国民へのサービス向上に充てることは大変結構だと思ひます。しかしその場合、現在の放送通信の秩序に影響を与へることになるので、ぜひそういう点についてはまた十分な話し合いの中でやつていただきたいと思います。

特に文字多重放送は重要な問題をいろいろと含んでおると考えますが、この文字多重放送について今月中には技術基準等について電波技術審議会から答申がなされる予定と聞いております。文字多重放送について郵政省は今後どう取り組んでいくつもりでしょうか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

文字多重放送の技術基準でございますが、日本の文字の特長性という点で多少技術開発がなされたわけでございます。その日本の文字に適したパターン方式というものでございますけれども、それに関する技術基準の答申はこの三月末を期しておるわけでございます。

そうして、この文字多重放送、音声多重放送といいますが、多重ということでは同じでございますけれども、やはり内容はいろいろ違っております。まず音声多重は、音声が一つ加わるというわけでございますけれども、文字多重放送の方は、ただいまのところ十種類程度の別の番組が追加できるというようなことでございます。そうした意味で、非常に情報の高度化あるいは多様化に役立つという意味では私も評価しているわけでございますけれども、そうしたいろいろな番組をどこがつくるのか、まず補完的利用というものになりますと、それは本来送っておる放送会社がやるということとは単一的に出てくるかと思えます。そうした番組、個々の伝えられる情報の中でどういふものが一番ニーズがあるのか、それをだれがつくるのか、だれが放送するのか、そうしたものを放送事業者と別の実施主体にするのか、いろいろ問題があるというようなことで、放送の多様化に関する調査会議というものが設けられておるのには御存じのとおりでございますけれども、そうしたところにおきましてもぜひ精力的に御検討いただきたいということで、その結果も見ながら私も検討を続けてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○木下委員 新聞でずいぶん詳しい報道をいろいろ見たので、まだ少しいろいろ聞いてみたいのですが、先ほど鳥居先生もお聞きになられたと思いますが、時間もありませんので、その辺は割愛させていただきますが、この文字多重放送、聴力障害者のためには非常に有効な手段であろうと考えますし、こういふものがうきやにならば非常に期待しておられると考えるわけです。特に本年は国際障害者年に当たるので、これらの人々のために早急に文字多重放送の実現を図られてはどうかと思うわけですが、技術的なものが処理が済んでおるのなら、ぜひ早くやっていただきたいというところを考慮しております。この点、どうお考えでしょうか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。テレビ画面に関連いたしまして、数行、二行程の字幕をスーパーにする、そうした形で送る場合、聾啞者向けにとりましては非常に意義深いと思います。喜ばれることだというふうに考えております。

そうした場合に、いわゆる補完的利用でございますが、また番組制作上からも放送事業者がやるに決まっています。また、かなり直接的な関係がございまして、そうした問題もないのではないかと私も考えておるわけで、こうしたものはできる限り早く普及されるに越したことはないというふうに考えておるわけでございます。

ただ一つ別の立場から申し上げますと、聾啞者向けの字幕放送のみを先行いたしましてやるといふようなときに、受信機の普及の問題の点などにつきましては、それだけしか番組がございませんで少し普及の度合いが遅いだろうというようなこと。

それから、先ほど申し上げたかと思えますけれども、テレビ音声多重なんかの場合は、かなり実験的な段階から実はマーケットに相当の受像機をつくられておった、いろいろな形のものが出回っておったというようなことでございますけれども、これにつきましては、研究所といえますか実験所内のブラックセットがあるという段階でございまして、まだメーカーの商品というものは一つもないというようなことがございます。

それから、常時流すというふうなことになりますと、放送局自体としては持ち出しというふうな面といえますが、経費の面の負担の問題があらうかというふうな点でございまして、ただ、こういふ形の利用をアメリカでも一九八〇年から精力的にやっておるというところは、大変参考になりました。このように考えておる次第でございます。

○木下委員 詳しいことが出てきた段階でまた聞かせていただきたいと思っております。ちょうど時間になりましたので、私の質問はこれで終わります。

○佐藤委員長 木下敬之助君の質疑は終わりました。依田実君。

○依田委員 きょうは紙上いろいろ言われておりますNHKの話題の中から幾つかお聞きをしたいと思います。こう思うわけであります。

まず第一に、編集権というものをNHKがどういふふうにお考えになつておるのかお尋ねをしたのであります。と申しますのは、週刊誌などでロッキード番組、いわゆるスタジオNC9、この問題がいろいろ取り上げられたわけでございますけれども、NHKはその編集権というのとはどこにあるのか。一般の新聞協会などの統一見解というものは社長、実際的には編集局長なり主筆、こういうところに編集権というものはあるんだ、こういうふうに言われておるわけでありまして、外国などでは経営と編集の方が分離して考えられておるところがございまして、日本ではおおむねそういうふうな考えられておるわけでありまして、NHKでは編集権はどこにあるとお考えになつておるのであるまいでしょうか。

○坂本参考人 これは最終的には会長の責任でございまして、

○依田委員 私もそうだと思います。そしてまた、日常業務については放送総局長なりあるいは報道番組については報道局長が持つておると思うのであります。

ありますが、それは正しいでしょうか。

○坂本参考人 御指摘のとおりで、日常のニュース、番組の最終的な責任者はそれぞれの長でございまして、

○依田委員 今回のNC9、ロッキード問題。サンデー毎日が取り上げたわけであります。私が大体内部の友人に流れを聞きまして、大体サンデー毎日の書いておるところが真相に近いんじゃないか、こういうことでございまして、これを読みますと、この番組については報道局長は終始その番組を出すことに反対をされておるわけでありまして、そして現場でいろいろ再検討を命じておるにもかかわらず、ややもすると現場が先行をいたしまして、そして最後は報道局長が断を下してこの番組をカットさせたわけでありますけれども、私はこのあり方について問題はないと見ておるのであります。NHK側はどういうふうにお考えになりますか。

○田中参考人 報道局長が編集上の判断を下したわけであります。先生のおっしゃるとおりでございます。

○依田委員 ところがその後、サンデー毎日の記事などを見たり、あるいはまた私が伺ったところでは、組合内でこの問題についていろいろ討議がなされておる。そしてまた、この記事が正しいとするならば、何というのですか、やぐさのけんかみたいな局長の首を取つていいとか、そういうふうなせりふを吐いておるといふことが書かれておるわけでありまして、私はそもそも、この編集権というのは団交の議題にはならぬものだと思つておるのであります。NHK側が今後この問題についていまお答えになったような態度で終始一貫臨まれるかどうか、お伺いをさせていただきます。

○田中参考人 編集権を行使する責任者が公正な判断のもとにみずからの主体的な判断で決断をしたものでありますから、そのとおりでございます。

○武富参考人 お答えいたします。いま依田先生のお話の中に、編集権について団

体交渉しているという御発言がございましたけれども、編集権について団体交渉をいたしたことはございません。むしろ現場における業務のあり方について不満があった場合に、労使で話し合つてこれを解決するというのが通常の手段であろうかと思ひます。私は、いま御指摘になったのはそれに類することか、こう考えるわけでありま。

○依田委員 いま武富さんからお答えがありました。編集権についてはいままでも団体交渉をしたことではない、まことに結構でございます。今後ともその方針でぜひやっていただきたい、こう思うのであります。

私は今回のこの事件のいろいろ背景というものが問題じゃないか、こう思うのであります。と申しますのは、私がいまNHKの皆様方に、協会側、これから毅然たる態度で臨んでもらいたいと申し上げましたのは、過去に幾つかいろいろなケースがありましたが、ややもすると経営者側が最後の一线を守り切れなくて途中で折れる、こういう心配があるのであります。つまりよく言われておりますように、協会のトップと組合のトップがいろいろ後ろで手を結びまして、これは過去に私たちがNHKで管理職をやっておったときに、経験で痛い目に遭つたことがあるのであります。つまり第一線の管理職、今回の場合ならば、報道局長が信念を持ってやっておるときに、後ろから弾が来るようなケースになつては困るから、私はそういうことを申し上げておるのであります。ひとつぜひこの点につきましては今後ともいまの御決意で臨まれていただきたい、こう思うわけでありま。

そしてまた、なぜそういうことを私が申し上げるか申しますと、どうもいろいろ組合員の中に、現場の局長とか部長の言うことよりも他の筋の方を気になつてはならぬ、そういう方がいんだ、こういうような気風がややもするとあるんじゃないかということ、私は自分の体験を含めまして心配をしておるから申し上げておるわけでありまして、今回の事件に、私はこの報道局長も

よく知つておりますけれども、自由民主党から圧力があつたとかそんなことはあり得ない。報道局長を長くやるような人なんだ。どういふ番組を組むとどういふ効果になるかというところはよくわかつておるのです。その上で決断をされておるのですから、ひとつぜひこれは守り抜いていただきたい、こういうふうな思ふわけでありま。

そこで、いまちょっと私が触れましたけれども、NHKの全体のムードの中に、ややもすると人事が違つ筋から行われるんじゃないかというふうなうわさとか心配があるわけでありまして、これはあく事実としてNHKの中に蔓延しておるわけでありま。そこできょうは、主に人事の中の幾つかの問題を取り上げさせていたしまして、NHKの多くの職員の方から私が委託された、そんな気持ちでちよつとお尋ねをさせていただきたい、こういうふうな思ふわけでありま。

まず第一、上田哲さんという方がいらつしやいます。この方は現在NHKの中でどういふ身分になつておるのでしょうか。

○武富参考人 お答えいたします。協会からは退職をいたしております。

○依田委員 いつ退職になられたのでしようか。

○武富参考人 お答えいたします。五十四年の十二月二十五日でございます。

○依田委員 NHKの人事規程によりまして、人事の処理基準がございまして、NHKの人事異動についてはNHKの会報、つまり国で言いますと官報、これに揭示することをもって公告することになつておるのであります。この上田哲さんの退職はNHKの広報に載りましたでしょうか。

○武富参考人 お答えいたします。協会報というものは官報だといふお話でございますけれども、必ずしもそれは当たつていないかと思ひます。これは部内の業務を円滑に図るための周知の材料だ、こういうことにはいたしております。お答えをいたしますれば、これは会報には載せておりません。

なぜ載せなかったのか、こういうお話でございますけれども、「特別扱いだ」と呼ぶ者あり。いえ。上田氏は御承知のとおり、昭和五十三年七月に国会議員に就任をしまして、これは公職休職をいたしております。したがって、上田先生の籍としては、休職時に所属をしておりました報道局の政治部に属しております。しかし業務上の関係は国会へお出になつて以来全くない、こういう状況が続いております。そこで、非常に長期、十年以上わたるわけでありまけれども、十年以上引き続き実際の業務に携わつていない。たゞ以上引続き実際の業務に携わつていない。たゞいま申し上げましたように会報で実務上これを知らせる、こういうことになつておりますので、退職は、この十年の長い間実際の任務についていないわけでありま。これは部内に改めて周知をする必要はない、こういうふうな考えたから載せなかったわけでありま。

○依田委員 私はどうもそれが納得いかないのがあります。もし上田さんがおればNHKの職員だと言つた場合に、何をもつてNHKはこれに反論するのですか。

○武富参考人 ただいま申し上げたとおり、会報というものは実務的なレベルのものであります。実務的には十年間全く関係のない方でありま。改めて載せる必要はない、こういう判断をいたしたわけでありま。

○依田委員 私はこれは背後に非常に深いものがあると思つてあります。上田さんは四十三年報道の政治部からかわつていない、こういうふうなまおつしやるわけですか。NHKに職員名簿があります。この名簿を逐年追つてみますと、書き方が変わつておるのです。どういふふうに変つておるかといふと、昭和五十年十一月の名簿を見ますと、所属はニュースセンターの政治部になつておるのです。五十二年十一月の名簿を見ますと、上田さんはどこに書かれておるかといふと、直轄業務部の専従者の欄の上から四番目に書いてある。昭和五十二年十一月の職員名簿を見ますと、同じく直轄業務部の専従者欄でありますけれども、一番下に書いてある。五十二年十一月を見ますと、直轄業務部の専従者欄のこれまた一番下に書いてある。ところが、これが問題なんだであります。五十四年十一月の名簿を見ますと、名簿から上田哲さんは突如として消えておる。いま武富さんは、五十四年十一月に退職になつたと言われた。五十四年十一月と五十四年十一月の間は状況変化は全くないにもかかわらず職員名簿から消えたのであります。これはどういふ意味でしょうか。

○武富参考人 ただいま会報についてお話ししたのと同じく、この職員名簿というものもまた日常の業務の便宜のためにつくつておるものであります。したがって、ただいま申し上げたとおり、十年以上公職にいて、いなかたわけでありま。から、これはあえて書く必要はないというふうな考えたわけでありま。

それから、何年かごとに名簿が変わつておるといふ状況がございまして、五十四年には、それぞれの所属の場所にはかの者は記載をした、こういうことでありま。しかしその中で、事実上業務に全く関係のない状況にある者を名簿に載せたままにしておく、こういうことにつきましてはいろいろ無用の誤解を招く、こういうこともございまして、たゞ、私の判断で落としたわけでありま。

○依田委員 私は、これはほかのところの意味があるのではないか、こう思つてあります。五十四年十一月に名簿から落ちたといふことは、皆さんも記憶をたどつて思い出していただくとよくわかるのであります。五十四年六月と七月に経営委員会が開かれました。この席で、いわゆる上田さんの身分について議論が闘わされたと言われておるのであります。この名簿が五十四年十一月に発行されておるといふことは、通常われわれの経験から言いますと、五十四年七月、八月の異動を待つてつくられるのであります。ということは、六月、七月に経営委員会が議論になつた、これは困つた、何とか世間の目からこれは消さなくちゃいかぬといふことで、五十四年十一月の名簿からは消えたのではないかと私は見ておるのであります。

も、一番下に書いてある。五十二年十一月を見ますと、直轄業務部の専従者欄のこれまた一番下に書いてある。ところが、これが問題なんだであります。五十四年十一月の名簿を見ますと、名簿から上田哲さんは突如として消えておる。いま武富さんは、五十四年十一月に退職になつたと言われた。五十四年十一月と五十四年十一月の間は状況変化は全くないにもかかわらず職員名簿から消えたのであります。これはどういふ意味でしょうか。

○武富参考人 ただいま会報についてお話ししたのと同じく、この職員名簿というものもまた日常の業務の便宜のためにつくつておるものであります。したがって、ただいま申し上げたとおり、十年以上公職にいて、いなかたわけでありま。から、これはあえて書く必要はないというふうな考えたわけでありま。

それから、何年かごとに名簿が変わつておるといふ状況がございまして、五十四年には、それぞれの所属の場所にはかの者は記載をした、こういうことでありま。しかしその中で、事実上業務に全く関係のない状況にある者を名簿に載せたままにしておく、こういうことにつきましてはいろいろ無用の誤解を招く、こういうこともございまして、たゞ、私の判断で落としたわけでありま。

○依田委員 私は、これはほかのところの意味があるのではないか、こう思つてあります。五十四年十一月に名簿から落ちたといふことは、皆さんも記憶をたどつて思い出していただくとよくわかるのであります。五十四年六月と七月に経営委員会が開かれました。この席で、いわゆる上田さんの身分について議論が闘わされたと言われておるのであります。この名簿が五十四年十一月に発行されておるといふことは、通常われわれの経験から言いますと、五十四年七月、八月の異動を待つてつくられるのであります。ということは、六月、七月に経営委員会が議論になつた、これは困つた、何とか世間の目からこれは消さなくちゃいかぬといふことで、五十四年十一月の名簿からは消えたのではないかと私は見ておるのであります。

も、一番下に書いてある。五十二年十一月を見ますと、直轄業務部の専従者欄のこれまた一番下に書いてある。ところが、これが問題なんだであります。五十四年十一月の名簿を見ますと、名簿から上田哲さんは突如として消えておる。いま武富さんは、五十四年十一月に退職になつたと言われた。五十四年十一月と五十四年十一月の間は状況変化は全くないにもかかわらず職員名簿から消えたのであります。これはどういふ意味でしょうか。

が、私の推測は違いますか。

○武富参考人 それは全く違っております。

○依田委員 そして五十四年十二月、すでにNHKの職員の名簿から落ちておる、その後で上田さんはNHKを一応退職、こういう形を整えた。しかし、NHKのさつき言った、まあ官報じやありません、会報というの、NHKの全職員に周知するものであります。ところがその会報に載らない。つまりいまでもNHKの職員の中では、上田さんというのはいまどういふ身分になっているのだろう、こういう疑惑がある。周知徹底をしてもあつた方がない、周知徹底の仕方が悪かったのかもしれませんから、協会の職員の中にそういう疑惑があるのだから、そしてまた、この会報というのは周知をする道具なんだから、いまでも遅くありませんから、上田哲さんはNHKを退職されたというのを周知してもらいたい。それで、会報でだめなら何か周知の方法を考えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○武富参考人 先ほどお話がございました、会報に載せることによってそれが確認される、こういうことではなくて、われわれとしては、辞令書を渡すこと、これが確認の方法だ、こういうふうにしております。

それから、周知ということでございますが、これはいま先生はそうおっしゃいますけれども、上田議員が現在お協会の職員であるというふうなことを考えている職員は、私はちよつと考えられない。それはすでに退職をなすつたときに、いろいろな形でもつてみんなに周知をされております。ですから改めてやる必要はないのじやないか、こういうふうには私は考えます。

○依田委員 しかばお尋ねをいたしますが、上田哲さんは昭和二十九年入局だと思ひます。そして五十四年十二月に退職でございますけれども、四十三年から休職、こういうことでございます。退職なさるについては退職金をいただかれておると思ひますが、その額と算定基

準はどうなつておるのでございましょうか。

○武富参考人 お答えいたします。

確かに退職をいたしましたので退職金は払つております。額は、これは個人的な問題なので具体的なことはなるべく申し上げたくないのですけれども、約七百万円を支払つております。この算定というのは、一般の職員と同様に就業規則に定めまして算定方式によつて定められたものであります。

○依田委員 大体その額ならいいんじゃないか、こう思つております。

次にもう一つ、局内でいろいろ取りざたされております人事についてお話を伺いたいと思ひのであります。大変個人的なことですから名前は記号で申し上げますが、これはNHKの人事部を通して先般申し上げてありますから、それでひとつお答えをいただきたい。

五十五年十月十三日、会報二五二号人事の欄に、五十五年十月三日退職、依田、I・Sという方がいらつしやいます。東京営業局の庶務部付という役職であります。部付というのはNHKの中の管理職の一つのポストでございます。この人はいつ管理職になられたものでしょうか。

○武富参考人 退職に当たりまして管理職に任用いたしました。

○依田委員 NHKにいわゆるボツダム退職というのがあるわけでありまして、これはつまり、長い間いろいろ御苦労された、学歴などの問題からいつて管理職にはして差し上げられなかつたけれども、最後の退職のときに管理職にして差し上げて慰労退職金を、まあ管理職のポストに上がるわけですから、それだけ退職金が増えるわけでありまして、これはまあどの企業でもこの程度は人情としてやつていらつしやるのじやないか。聴視者はそれを聞いて怒るかもしれませんけれども、私はまあいいと思ひのであります。しかしそれはNHKのために長く一生懸命苦労された人だろう、こう思ひのであります。このI・Sという方、この方の日常の勤務状態はいかがでござい

ましたでしょうか。

○武富参考人 おつしやるとおり、退職時に管理職に任用するに当たりましては、その勤続年数とか退職時の年齢とか、あるいは在職中の業績というものを勘案して与えております。われわれとしては、この在職中の業績を認めまして、そうして管理職に任用いたしましたわけでありまして、

○依田委員 ところがこの方は、周辺に非常にいろいろうわさといひますか、ルーズなところがある人でありまして、仲人は上田哲さんがやられております。三年ばかり日放労働の専従として中央委員をやられた経歴があります。しかし日常の勤務状態については非常に問題がある。最後は金銭的にも大変ルーズでありまして、毎月月末になりますとあらゆる銀行から催促の電話がかかつてくる。第一銀行、三井銀行、東京相互、平和相互、ときわ相互、日本信販、北陸銀行その他、そのたびに御本人はいない、残された周りの方が電話を受けて対応をされておるのであります。こういう事實は御存じでしょうか。

○武富参考人 それは、これを任用するかどうかのときに現場の意見もいろいろ聞きまして、そういうことを全部ひつくるめまして任用したわけでありまして、

○依田委員 では知つておつた、こういうことでございましてね。

それと、またこの方は、最後の東京営業局に来られる前はいわゆるNHKのスタジオ見学を扱う部署におられた。ところがそういう性格の方ですから、見学に来る御婦人方からいろいろお金を借りたりしておるが返さない。御婦人がNHKの職員だと思つて貸したところが返さない。憤慨して人事部へ電話をされておるのであります。人事部ではその上司の部長を呼んで、困ることだと言つてやられておる。つまり人事部はそれだけこの方のことをよく知つておるのです。そういう人をなおかついわゆるボツダム退職といひますか、そういうことにしていいのでしょうか、どうでしょう。

○武富参考人 そういううわさは聞いておりますけれども、事実関係は私どもは把握をいたしておりません。

それから、当然のことながらいま申し上げたように勤続年数、退職時あるいはその在職中の業績というものを判断いたしておりますので、その他の条件、たとえばさつき申されましたような仲人されたとか何とかということ、これらは一切関係はございません。

○依田委員 そのくらいにさせていたでいて、次のケースに移らしていただきます。

今度はI・K君という方でありまして、これは週刊誌にも取り上げられましたけれども、あえて名前は申し上げません。要するに去年六月の衆議院選挙のとき、池上署で法定外文書を配布した件によつて選挙違反として逮捕されておるのであります。六月に地方検察庁へ送検になっております。この人に対してNHKはどういう処分をされましたか。

○武富参考人 これは先生のおつしやるとおり略武命令で罰金五万円を言い渡されております。もちろんわれわれ業務外のことはいいえ、協会のこれからの使命というものに非常に大きな影響がある、こういうふうな考えましたので、責任審査を開きまして処分をいたしております。

○依田委員 処分の結果は遺憾だと聞いておるのです。遺憾というのは、NHKの懲罰規程からいいますと下から二番目の非常に軽いものであります。軽いというとおかしいのであります。いづれにしても実害がない。将来の昇進に本来なら響くかもしれないけれども、まあ組合のため、選挙のため活動したということでこれはどういふふうになるかわかりませんが、いづれにしてもそういう軽い処分を受けておるのであります。

私はこの方個人には非常に同情を禁じ得ない。ということ、私は私自身がみじめな経験があるからです。私がまだ組合員であつたとき、上田哲さんが参議院の第一回の選挙をやつた。私は社会主義なんというものは信用してなかつた。ところが、いまでも思ひ出します、東武鉄道の沿線の足立区

うことが周りでうわさされますと職員士の気に関係があるのじゃないかというふうに思うから、私はいろいろ申し上げておるわけでありまして、ぜひ経営陣の皆さん方が、NHKの職場の中でそういうようなうわさの立たないような、そういうために御努力をしていただきたいと思うのであります。

最後に、職制の中で選挙のために金集め、こういうふうに言われておりますけれども、私はこの問題についてはきょうは深く当たりません。しかし私がざっと調べたところでも、五十五年六月、去年の選挙は期間が短かったからなかったと言わ

れております。しかし、五十四年十月の選挙には確かにあります。これは口頭で回るわけでありまして、から文書が残つておるといふことはありません。しかしながら職場によつてなかつたところもあるのです。報道局みたいに意識の高いところは、集めるという文句が後から出てくるかもしれない、こういうことで集められていない。いろいろな部署によつてあるいは人脈によつて集められておることだけは事実でありまして、これも私が経験しておる。

参議院の選挙のときであります。当時はわれわれ

れ一回千円。一選挙大体二千円くらい。当時は一万二、三千人が職員でありますから、一回につき一千二百万くらい、二回集めれば二千四百万くらい、このくらい集められたのであります。私たちはこのとき飲み屋さんへ行つて愚痴りました。私はこう愚痴つたのであります。NHKの職員の中にも子供さんが学校へ行つて学費負担のある人もいるんだ、奥さんが病気の人もあるんだ、そういう人から半強制的にお金を取り上げて一人の人の立身出世のためにやる方がいいのかどうか、そういうふうになわれは言つたのです。

当時、この間亡くなりました荒畑寒村先生に

私はお会いました。先生はこう言ったのです。社会主義者の第一歩は隣の人への愛情からだ、しかしいまの社会主義者にはそういう、いいところがなくなつておる、こういうことを言われたのです。私

はいまでもその言葉を思い出します。組合の、そしてまたいろいろな人からお金を取り上げる、そしていろいろな書かれておりますけれども、片一方では三億円の豪邸、これでは私は納得がいけない、NHKの皆さんも納得がいけない、こう思うのであります。

きよのNHKの経営陣の皆さんは私の大先輩であります。私が手とり足とり番組を教えていた大先輩であります。私がまだ大学を出て入ったばかり、右も左もわからない中で社会正義というものはこういうものだということを皆さん方に手とり足とって教えていただいていたわゆる硬派番組をつくりました。皆さん方は本場にそういう意味ではNHKの今日の隆盛の基礎を築かれた方です。あしたはNHKの放送記念日であります。会長、あしたきつと職員の前であいさつをされるのであります。真に不偏不党、つまりそれは自由民主党に偏るとかそういうことじゃない、真の不偏不党ということで、そしてまた職員の方々の皆さんにやる気を起こさせるようないいあいさつをしていただきたいと思っております。

○坂本参考人 いろいろと率直に御指摘いただき感謝しております。私も、先生のおっしゃるように国民の負託にこたえる、そして不偏不党、放送の自由を守ることが私に与えられた任務であるという認識は持つておるつもりでございます。一生懸命やりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○依田委員 終わります。

○佐藤委員長 依田実君の質疑は終わりました。

○佐藤委員長 依田実君の質疑は終わりました。

○佐藤委員長 依田実君の質疑は終わりました。

○佐藤委員長 依田実君の質疑は終わりました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

○藤原委員 NHKの皆さんにはお疲れのところ御苦勞まででございます。民放連の泉参考人には大変お忙しい中を御無理を申し上げましてありがとうございます。

ンブきの筆箱です。それから、ウルトラマンであるとか怪獣であるとか、そういうものがついている定規です。そのほかにも、町にはこういったものがあふれているわけです。私も先日百貨店の学用品売り場をのぞいてみましたが、こういったキャラクター商品でないものを探るのが困難だといふような状態でした。しかも、このキャラクター商品といえますものは高いわけですね。この新学期や入学期を控えて、父母負担を考えますと、私はこれは大変だなあと大変心配になるわけでございます。

昭和五十一年に発行いたしました「子ども・教育とテレビ黒書」というのがございますが、「鉄腕アトム」が子供の人気をさらったころの状態がこう書かれております。「アトム時計で目が覚め、アトム歯ブラシで歯をみがき、アトム洗面器で顔を洗い、アトムタオルで顔を拭き、アトムはし、アトム茶碗、アトム皿、アトムコップで朝食をとり、アトムバッグに、アトム弁当箱を入れ、アトムノート、アトムエンピツ、アトム消しゴム、したじきを入れ、アトムグッツをはいて、アトム帽子をかぶり、アトムハンカチを持って学校に行く。家にもどれば、アトムガム、アトムチョコをおやつに、アトムおもちゃで遊び、お母さんとアトム銀行に行き、夕食後、アトムを見て、アトム毛布をかけて、アトムベッドにねる」といった有様はけっこう誇張ではなかった」というふうに書いてございます。このアトムは、明治製菓だけでなく、その図柄を約五十社、大小八百余りのキャラクター商品に使われて、何しろこのアトムがついているだけで売れたわけでございます。

現在はどうなっているかといいますと、これがつともっと多様化しているわけです。たとえばララベルであるとか、キャンディ・キャンディであるとか、ドラえもん、ヤットデタマン、怪物くん、戦艦ヤマトなどなど、キャラクター商品というのは子供たちの生活を取り込みまして、テレビの主人公から離れた子供の生活はないと断言をしても言い過ぎではないというふうに私は思います。

す。

ここで大ぶろしきを広げさせていただきますが、いま申しましたようなものは一部ですけれども、まだまだいっぱいある。こういうような水筒であるとか、ハンカチであるとか、コップであるとか、消しゴムであるとか、こういった化粧箱であるとか、おはしから何でもあるわけですね。画用紙などもわざわざこういったものをつけて高く売られているというふうな状態になっているわけです。時間がありませんので、見たい方は後で展示会でも開きますから、どうぞごらんいただいても結構です。

そこで、民放連にお尋ねをいたしますが、私も調べましたところによりますと、放映された番組の主人公や登場人物などが商品化されているというものはすべて子供の番組に関するものだという状態なんですね。これは一体どういう理由によるものでしょうか、簡単に答ええただきたいと思ひます。

○泉参考人 民放の子供番組とキャラクター商品の結びつきというのは、私も簡単にはお答えできないなかなか複雑な関係があるように感じます。必ずこういう番組の主人公をつくっている方々が著作権を持っていらっしゃるわけ、そういう者がテレビだけではなくて、おもちゃなどの権利、著作権に属するものでございましょうか、そういうものを持っていらっしゃるために、やはりテレビのアニメなんかに使った主人公をおもちゃの方にも権利を使って利用させているというケースは非常に普遍的に行われていると思ひます。

○藤原委員 この番組のヒーローはこのように商品になっているわけですね。

私はここに、子供たちが消しゴムと呼ぶおもちゃを持ってまいりました。これは学習に使う消しゴムではないわけですね。テレビ番組に登場するヒーローとか怪獣とか、これを型にはめまして固いゴムでつくられているわけです。これは文房具屋の店先であるとかスーパーの入り口とか、子供の背の高さに合った自動販売機によりまして、子供

供の行くところどこにでもそれが目に入ってくる。百円玉を入れますと、こういうプラスチックの玉がばらんと出てくるわけです。こういった中にウルトラマンや怪獣が入っているわけですね。いま持つてまいりましたこれは一人の子供が買ったものです、二百七十一個ございまして、合計金額にいたしますと約九千円分なんですね。子供の好奇心とか収集本能を最大限に利用していることはこれで明らかだといふふうに思ひます。

それからまた、ここに上等なものを持つてまいりましたが、これはお孫さんにねだられて買った方もあるのではないかと思ひます。キャラクター玩具で、これを「ボルテスV」と言うのですが、五体で合体になっているのです。このところを押して抜きますと、これはジェット機として遊べるわけですね。これが第一号で、差しますとこれがロボットのような、怪獣のようなこの頭になる。下のこれは戦車なんですね。これが靴になっているという状態で、合体で、一つ買いますと千五百円か二千円ですが、これを合わせますと、この「ボルテスV」は九千八百円。子供はこの超合金というところに大変魅力を持っている。こういったものがたくさん出回っているわけですね。

大臣にお尋ねいたしますが、この高いおもちゃで子供たちは一体どのくらいの期間遊んでくれるというふうに思われるでしょうか。

○山内閣務大臣 なかなかお答えしにくい問題でございますが、私も孫がおりますけれども、買ってしばらくすると飽きて、何かはっぽり出してやるようにございまして。

○藤原委員 おっしゃるとおりでございまして、この高価なおもちゃが半年あるいはせいぜい一年足らずでもうすたれてしまつて、はやらなくなるわけですね。いま一番はやっておりますのはこれなんです。これがテレビで映されるわけですね。「機動戦士ガンダム」と言ひます。

昔は、幼いころ遊びました母親がつくつてくれた人形をお嫁に行くときにも持つていったという

ものでございました。それほど幼児のおもちゃといひますものは思い出も深く、人間の心を養うのに大変大切なものです。

（堀之内委員長代理退席、委員長着席）子供たちは、大切であるはずのおもちゃをたった半年ぐらいいでばいと捨て、また別のものを欲しがるわけですね。

子供をこんな気持ちにさせてしまふというのは一体なぜでしょうか。それはテレビの漫画など子供番組は大半年で次のヒーローに交代するわけですね。そして、この新しいヒーローを追つてまた新しいキャラクター商品が次から次へと出されてくるわけでございます。

そこで、こうしたキャラクター商品を一番効果的に売る方法をスポンサーは考えるわけですね。キャラクター商品のCMを同じ番組の前後や中間に挿入をしまして、番組とCMを一体化してその相乗効果をねらう、いわゆるタイ・インという宣伝方法があるわけなんですね。

ここに、いま映されているテレビを写真でとつてまいりました。これは「戦艦ヤマト」の番組の部分で映る。そうしますと、いま言いましたように中間であるとか前後にこのCMが映るわけですね。どちらが本物ののか子供たちにわからない。こういった番組の中でこのキャラクター商品の宣伝をしていく。全体がこういった商品の宣伝ということになるわけなんです。

これは「ヤットデタマン」、子供が一生懸命見ている番組なんですね。それでそのCMがこれになるわけですね。ここに「黄金分身」と書いてある。この下の方は「大馬神」と書いて馬が宇宙からばあつと飛んできてこの「ヤットデタマン」と合体をするといふようなことがあるわけなんです。

これは番組がCMの役割りを果たしているといふふうなものでございまして、一九八〇年の九月に「子どものテレビの会」FCTの調査報告によりますと、このキャラクター玩具のCMというのは七十六本、つまり四六・一%、日本ではこれにタイ・インの手法が使われてCMは一回から三回

挿入されているというふうな指摘をしております。また、三十団体から成ります「子どものためのテレビCM連絡会」はこの調査では「江崎グリコのウルトラマン・シリーズは番組そのものが広告なので規制してほしい。子どもはCMと番組を混同しているらしい」という会の意見が寄せられているわけですね。アメリカではこういったタイ・インというやり方は番組とCMの区別をあいまいにして、年齢の低い視聴者を混乱させるおそれがあるとして、七五年以降禁止をされているわけですね。

先日の当委員会で泉参考人が、子供向けCMのガイドラインをいま作成中だとおっしゃったわけですが、私も、外国に比べて十年もおくれだけれども、幸いこのたびチャンスがある。だからこのチャンスを生かしてタイ・インというふうなやり方を禁止するんだということをガイドラインに明記をすべきだと思っております。こういった点をぜひとも民放連の中で自主的に作業をおやりにいただくことを心から要望をいたすわけでございますが、いかがでございますでしょうか。

○泉参考人 ただいまつくっておりますガイドラインの中では、いまおっしゃったように番組とCMを混同されないような、判断力の少ない子供に対して十分区別ができるような表現をするようにというのをいま検討して、その条項の中に入れております。ただ、おっしゃる通りに、タイ・インを絶対に禁止するということまではまだ議論が煮詰まっておりませんが、御意見も十分検討の中で反映させていきたいと思っております。

○藤原委員 ぜひ、先ほども申しましたように、アメリカでできて日本でできないことはない、顔の色が白くても黒くても黄色くても、やはり子供の幸せを願う心は同じだという立場で禁止をお願いをしたいと思っております。

それから、アニメ問題に関連をいたしまして、ま一つお願いをしたいわけですが、先日の委員会で、子供向け番組のCM時間が長いという同僚議員の御指摘に対して泉参考人は、アニメーション

は制作費が非常に高いんだ、普通のドラマ番組の五割増しなんだ、これを回収しようとするところ、マーシャルがふえることは無理がない、やむを得ないと御答弁になったわけでございますね。私はこれはどうも納得がいきません。もし泉さんの御説明どおりだとすれば、民間放送の場合はお金をかけたよい番組をつくれればCMの時間がべらぼうに長くなるということになります。私は、現実そんなことにはなっていないわけですね。私は、子供番組のCM量が多いのは制作費が高いからということではないと思うのです。しかし、きょうは私時間がありますので、これに対するお答えは結構でございます。しかし、泉さんの答弁がいやいや正しいんだということ、おまえさん間違っているよとおっしゃるなら、そのことを説明する資料を後ほど結構でございますから、ちようだいをしてほしいと思います。資料の点だけ、出すとか出さないとか、簡単にお答えいただきたいと思います。

○泉参考人 資料を差し上げることにはいたしたいと思っております。

○藤原委員 民間放送といえますのは宣伝、広告、コマースによって成り立っているのですから、私は決してCMのすべてを否定するということではございません。しかし、少なくとも子供番組だけはもうけの対象にすることは許されないというふうに思います。これは子供を持つすべてのお父さんお母さんたちの願いだというふうに思うわけですね。

私は、ここにテレビの会が昨年の十一月に東京四局について調査をされました資料を持っております。これによりますと、午後五時台のCMは、4チャンネルは二二%、6チャンネルは二一・八%、8チャンネルは二〇%、10チャンネルは二一・六%と、いずれも二〇%を超えているわけなんです。この時間は子供向けのものが多い時間帯であり、特に両親共働きのきつ子か熱心に見ているという時間でございまして。しかも、働く父母たちは子供がどのようなものを見ているのか全

然関知できないという状態の中で子供が見ているということなんです。民放連として子供向け番組のCMの量を減らすという方向で検討をするということはできないでしょうか。こういったこともガイドラインに明記するなど、ぜひ自主的に御検討をいただきたいと思います。

○泉参考人 前回武部先生の御質問にもお答え申し上げましたように、民間放送は週間一八%という自己規制をしております。その一八%というのは週間のコマース量でございますから、時間帯によっては多いところ、少ないところが出てくるのはやむを得ないことでございます。これは各社の番組の編成権に属する問題で、民放連がどこに入れるとどこに入れるなどということは申せませんが、先ほど申しましたように、昭和五十年に青少年に対する配慮を特に厳しくしようではないかという申し合わせをいたしましたときに、質量ともに十分配慮するという申し合わせをしております。それに沿って各社は視聴者の声にこたえて努力をしてほしいということは申せますが、この時間を減らせとかこの時間をどうしろということはなかなかむずかしい問題でもあらうかと思っております。

CMの量を若干減らしたからよくなるのかと申しますと、私は——現在民放連でやっておりますのは、CMの質を高めることによってそういう面をもっとカバーしていくべきではないかということとで、質の問題をいま重点的にやっておりますが、質をよくすれば量は多くてもいいのだということではございません。いま言ったのは、量は各社の自主規制にお願いいたしますが、質の問題につきましては、先ほど申しましたようなガイドラインでさらに向上を図っていくことをいま考えているわけでございます。

○藤原委員 先ほどのFCTの調査でも明らかでございますように、民放の中で申し合わせ基準などはつくっているがなかなか実際に守られていないという状況ですので、ぜひお互いに主体性を持ち、自覚を持ってやっていただく御討議をお願い

したいと思う次第でございます。さらに、こうしたCMの量だけではなくて、子供番組の内容そのものにも重大な問題があるというふうに思います。「子どものテレビの会」というのがモニター調査に基づいて今度このような本を出されたわけですね。ここにも明記してございまして、夕方五時台から七時台の子供番組を幾つか見るだけでありとあらゆる暴力の種類を目撃することができるとして、この子供番組にあふれる暴力の実態を指摘をしておられます。

その内容を申し上げますと、殴る、ける、突き飛ばすなど武器を使わないもの、ナイフで刺す、ピストル、機関銃で撃つなど武器を使うもの、戦闘機で爆撃する、原爆を思わせる宇宙エネルギーで一撃に兵器で破壊するもの、その他毒液で人間を溶かす、拷問するといったものや脅迫など言葉によるものから、火山が爆発し、溶岩が流れ、暴風雨が起るなどの自然現象によるものまで、などというふうな列記してあるわけなんです。

私も見ておりますと、まことにグロテスクなまる怪獣が耳をつんぎくような効果音のもとに高層ビルを踏みつぶす、平和な町が一瞬に破壊される。このビルをつくるのに皆々と働いてきた人は一体どうなったのか。町には喜怒哀楽を持って人間が生活しているということなどは全く度外視をされているわけですね。また、宇宙兵器とか科学兵器などとこれを画面で駆使しているのですけれども、これは科学を装いながらきわめて非科学的なものだと私は思います。

なぜ子供のテレビに暴力物とか戦争物がこれほど多いのか。アニメ製作会社で十五年というベテランの製作者は、七九年七月のFCTのオープンフォーラムで次のように述べておられます。「製作する番組が商品として成り立つかどうかということ、すなわち、視聴率をあげられるかどうかなので、それは極言すれば、暴力をどう見せるかということにつながります。」中略いたしまして最後に、「ともかく、商売になる番組を作るために、どうしても尋常なやり方ではやっていけない。

ですから、最初は腕一本切っていたのが、四クルおおよそ五十年で大体一年分ですが、それだけやるうちにどんどん暴力がエスカレートするのは仕方のないことなんです。こう言っておられるわけです。

これは子供番組が営利の対象になっているというところ、それから暴力の場面の多用につながっている、こういう告白がなされていると思います。私は、テレビが子供たちの健やかな発達、豊かな成長に寄与できると思いますし、もっと積極的な番組づくりをすべきだと思うわけです。

そこで、時間がありませんので、二、三まとめて提案をさせていただきます。最後にこのお答えをいただきたいと思っています。

その一つですけれども、民放連としてよい子供番組をつくることをもって激励し推進をしていただきたいわけでございます。現在、調べてみますと、放送番組について民放連賞など数種の表彰制度があるわけです。ところがこのうち、子供番組に関するものは、文化庁と厚生省でやられているもの、たまた二種類なんです。連盟自身が子供たちによい文化、よい関係を与えていくという立場に立たれるならば、こうした子供番組の表彰制度もつくって現場の製作者も励ましていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから次に、NHKにお尋ねをしたいと思えます。子供向け番組は民放だけがやっているわけではありますし、NHKもやっているわけなんです。現に動物の生態や自然現象を描くドキュメンタリーとか「ウルトラアイ」のように科学する楽しさを追求する番組あるいはクイズ番組、ニュース番組などと、良心的に教育的にという御努力をしておられることは私はよくわかつています。

そこで、さらにNHKに要望をしたいのは、子供向け娯楽番組について御検討をいただきたいということです。娯楽物はもう民放に任せるといふことではなくて、この五十六年度予算の中でNHKも子供向けの娯楽番組でよいものをつくるように努力をいただきたい。夕方の相撲の実況も確か

にお年寄りのお楽しみになっております。同時に、先ほど述べたかきつ子などの問題にどう取り組んでいくのか。「セサミストリート」ということなどもよく検討していただいで、ああいっく時間帯に放映するものにうんと魅力あるものをつくっていただきたいと思うわけでございます。

それから最後の提案は、NHKと民放の両方でございますが、一年に一度ぐらいは子供番組のコンクールというふうなことを一緒にやって、よい番組をつくるためにNHKと民放がお互いに競争する、励まし合う、こういうふうなことを考えていただいたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお聞きしたいと思えます。

○泉参考人 子供番組の質の向上につきましては、お話ごもつともなごだと思えます。また、民放連の中での表彰の対象に一般番組の表彰はございしますが、子供番組を抜き出したの表彰はございせん。先生のようない御意見は大変いい御提案だと思えます。先生から生かしたいと思えますが、やはり内輪はめの範囲でなく、いま見ますと、子供番組の表彰というものは先ほど先生がおっしゃったような二件くらいしかございせん。子供番組に對する御注文をいただくだけじゃなくて、そういう方々も子供番組を表彰していただくようなことももつといろいろ勤めていただきたいというふうな希望も持っております。

それから、子供番組と申しますが、いま先生が御指摘になったような番組はほとんど外注の番組でございます。私たちがいろいろ基準をつくっておりますけれども、それは私どもの放送の内部にとどまっております。私どもは私どもの放送の内部にしました子供のCMの留意事項と同様に、審査基準というものを外部に持たして、子供番組を外部でつくっているプロダクションや何かにまわわねれと同じような子供に愛情を持った考え方で番組をつくってもらふような教育も、気を長くやっていかなければならぬ問題だと思えます。子供の番組をよくしようとおっしゃいますが、なかなか

一朝一夕にはそうはなりません。しかし、その教育の問題を長く考えてたゆまずやれば徐々によくなるってことだと思つて、私も作業を進めておるところでございます。

○田中参考人 子供番組の向上につきましては、私も、日常的な番組審査会あるいは母親の方とか教師の方も出ておられます視聴者会議とかいうところで、いろいろの御意見を反映させながら制作をしていきたいというふうに考えております。特に番組の編成につきましては、いま御指摘のよう編成面で親子が一緒に楽しめるような番組、そういうものを幅広く考えながら、特に夕方あるいは早い夜にかけての編成については重点的に考えていきたいというふうに思っております。

なお、子供向け番組の質につきましては、私も大変重要な御意見だと思えますので承っております。たいというふうに思っています。

○藤原委員 ぜひそういう提案の御検討、両方をお願いし、よい意味の競争などもしながら、コンクールなどもお願いをしたいと思えます。

時間が参りましたので、私は、在日米軍の受信料問題、これは四年か五年越しで毎年聞いておりましたのですが、次に回させていただきます。うふに思っています。ぜひ郵政省が外務省を通じて、自主的にNHKにきちんと受信料が入る、大臣が所信で述べておられるとおりにできるように御努力をお願いしたいことをお願いして終わりたいと思えます。ありがとうございます。(拍手)

○佐藤委員長 藤原ひろ子君の質疑は終わりました。これにて本件に対する質疑は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について採決いたします。

本件を承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

○佐藤委員長 ただいま議決いたしました本件に對し、畑英次郎君外五名より附帯決議を付すべしとの動機が提出されております。まず、提出者より趣旨説明を求めます。畑英次郎君。

○畑委員 私は、ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に對する附帯決議(案)

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送の不偏不党と表現の自由を確保すること。

一、テレビジョン放送の難視聴対策を一層効率的に推進し、早期解消を図ること。

一、協会は、厳しい経営環境を深く認識し、長期的展望に立つた経営の在り方について検討をさらに進めるとともに、経費の節減、収納の確保等に努め、今後の受信料の改定を極力抑制すること。

一、国際放送の充実強化を図ること。

一、協会は、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者の多様な意向の積極的な吸収反映に努めること。

以上のとおりでございます。この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブの六党共同提案に係るものでありまして、当委員会における質疑の動向等を参

酌して作成されたものでありますので、各項目については説明を省かせていただきます。

何とぞ御賛成をお願いする次第でございます。終わります。(拍手)

○佐藤委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、山内郵政大臣及び坂本日本放送協会会長から発言を求められておりますので、これを許します。山内郵政大臣。

○山内国務大臣 日本放送協会昭和五十六年度収支予算等につきましては、慎重なる御審議の上、ただいま御承認をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

よれまでの御審議に当たりまして、各委員の提起されました御意見並びにただいまの附帯決議につきまして、今後の放送行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○佐藤委員長 坂本日本放送協会会長。

○坂本参考人 日本放送協会昭和五十六年度収支予算、事業計画、資金計画につきまして、ただいま全会一致をもって御承認いただきましたこと、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

なお、この予算を執行するに当たりましては、郵政大臣の意見書並びに御審議の過程でいろいろ御開陳いただきました御意見を十分生かしてまいりたいと考えております。

また、ただいまの附帯決議につきましては、協会経営の根幹をなすものでございますので、十分に遵守いたしまして執行の万全を期したいと考えている次第でございます。まことにありがとうございます。

○佐藤委員長 なお、ただいま議決いたしました

本件に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○佐藤委員長 次に、郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。提案理由の説明を求めます。山内郵政大臣。

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○山内国務大臣 郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における高齢化社会の急速な到来等の諸情勢にかんがみまして、国民生活の安定及び福祉の増進に資するため、年金額増の仕組みの導入、年金の最高制限額の引き上げ、年金積立金の運用範囲の拡大等郵便年金に関する制限を改善するとともに、既存の郵便年金契約について特別措置を行うとするものであります。まず、郵便年金法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、年金額の増の仕組みの導入であります。現行の郵便年金の年金額は定額制であります

が、今回、これを改正いたしまして、郵便年金約款の定めるところにより、年金額の増及び分配すべき剰余による年金額の増加ができるようにしようとするものであります。

第二は、年金の最高制限額の引き上げ等であります。

現在、年金の最高制限額は年金受取人一人につき年間二十四万円、最低制限額は年金契約一件につき年間三万円とされておりますが、最近における社会経済情勢の推移を考慮いたしまして、年金としての機能の充実に資するため、初年度の基本年金額の最高制限を七十二万円に引き上げるとともに、最低制限を十二万円に引き上げようとするものであります。

第三は、書面の交付制度であります。これは、加入者に対するサービスの向上を図るため、年金契約の申し込みを受けた際に、年金契約の内容について記載した書面を申込者に交付しようとするものであります。

第四は、年金契約の申し込みの撤回制度であります。

これは、郵便年金に加入しようとする者の保護を図るため、年金契約の申し込みをした者は、一定の期間、その申し込みの撤回を行うことができるようにしようとするものであります。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正の内容について申し上げます。

これは、郵便年金の充実を図るため、郵便年金の積立金の運用範囲に外国政府等の発行する債券、信託業務を営む銀行または信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び銀行等への預金を加えようとするものであります。

最後に、特別措置の実施について申し上げます。これは、郵便年金制度を改善するに当たり、既存の年金契約につきまして、加入者の利便及び事業運営の効率化を図るため、加入者の申し出により契約を消滅させ、年金の支払いにかえて特別一時金を支払う等の特別措置を行うとするものであります。

あります。

以上のほか、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の改正により、郵便年金の積立金の運用範囲を拡大することに伴いまして、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律につきましても所要の改正を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からといたしております。

以上、この法律案の提案理由及び主な内容につきまして御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。次回は、来る二十五日午前九時五十分理事會、十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十四分散会

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

(郵便年金法の一部改正)

第一条 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第三者の」の下に「一定の年齢に達した後における」を加え、同條第二項中「年金支払の事由が発生した日」を「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日(以下「年金支払事由発生日」という。に改める。

第六條第一項中「ものの外、左の」を「ものの

ほか、次の「に」を改め、同項第一号を次のように改める。

一 年金額に関する事項(年金額の通増及び分配すべき剰余による年金額の増加に関する事項を含む。)

第六条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「貸付」を「貸付け」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「払込及びその払込猶予期間並びに掛金の」を「払込期間、払込猶予期間その他掛金の払込み及びその」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「成立」を「申込み及び成立」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「年金支払期間」の下に、「保証期間(前条第二項の規定により年金支払事由発生日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う当該一定の期間をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 掛金額に関する事項

第十号から第十二号までを次のように改める。

(年金の種類)

第十号 郵便年金は、終身年金及び定期年金とする。

第十一号 削除

(終身年金)

第十二条 終身年金とは、年金支払事由発生日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするものをいう。

第十三条中「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日」を「年金支払事由発生日」に改める。

第十四条第二項中「三千円」を「十二万円」に、「但し」を「ただし」に、「貸付金」を「貸付金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「年額二十四万円をこえて」を「年額(前項の規定により年金額を通増させる年金契約にあつては、

年金支払事由発生日から始まる一年の期間について支払う年金の年額とする。次項において同じ。七十二万円を超えて」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

年金の額(第三十一条の規定に基づく剰余の分配として年金額を増加させる年金契約にあつては、当該増加させた額を除くものとする。以下この条において同じ。は、年金約款の定めるところにより、一年ごとに年五パーセントの割合を超えない範囲内において通増させるものとする。ことができる。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

(掛金等の計算)

第十五条 掛金の計算の基礎及び年金受取人のために積み立てるべき金額の計算の方法は、官報で公示しなければならない。

(契約の申込みの際交付する書面)

第十六条 年金契約の申込みを受けたときは、年金約款の定めるところにより、掛金の払込み、年金の支払その他年金契約に関する事項を記載した書面をその申込みをした者に交付する。

第十八条の見出し中「及び標準約款」を削り、同条第二項中「左の」を「次の」に、「記載すること」を「記載しなくてはならない」に改め、同項第二号中「保証すべし年金及び定期年金にあつては」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 第五条第二項の規定による年金の支払を約した年金契約(以下「保証期間付年金契約」という。)にあつては、保証期間

第十八条第二項第六号中「払込」を「払込み」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(契約の申込みの撤回等)

第十八条の二 年金契約の申込みをした者は、その申込みの日から年金約款の定める期間が経過するまでの間、書面によりその申込みの

撤回又は当該年金契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の書面を発した時にその効力を生ずる。

3 第一項の規定により申込みの撤回等を行うた者は、掛金の返還を請求することができる。

第二十二條第一項中「年金受取人の指定した年金継続受取人がいないとき」を「保証期間付年金契約の場合において、年金受取人の指定した年金継続受取人がないとき」に改める。

第二十三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「保証即時年金及び保証すべし年金」を「保証期間付年金契約」に、「第十一條又は第十二條の規定により年金継続受取人に継続して年金の支払をすべき期間」を「保証期間」に改め、同項第二号中「定期年金」を「その他」に改め、「父母」の下に、「孫」を加え、同条第二項中「前項の場合には」を「前項に掲げる者について」に改める。

第二十六條第一項中「年金受取人は、年金支払の事由が発生した後」を「保証期間付年金契約の場合において、年金受取人は、年金支払事由発生日以後」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十七條を次のように改める。

(返還金の支払)

第二十七條 年金受取人の死亡又は年金契約の解除(第十八條の二の規定によるものを除く。)、失効若しくは変更の場合には、返還金受取人は、年金約款の定めるところにより、返還金の支払を請求することができる。

第二十八條第一項中「年金支払の事由が発生する前」を「年金支払事由発生日の前日まで」に、「前条の規定により年金契約の変更による返還金を支払う場合を除く。」が発生するまでは「を」(年金契約の変更については、その変更により返還金を支払う場合における当該変更に限る。が発生した場合を除き)に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十九條第二項中「定期年金」を「保証期間付年金契約以外の場合」に改める。

第三十條中「貸付」を「貸付け」に、「年金支払の事由が発生する前」を「年金支払事由発生日の前日まで」に改める。

第三十一條中「又は年金継続受取人」を「年金継続受取人又は返還金受取人」に改める。

(差押禁止)

第三十四條 年金及び返還金を受け取るべき権利については、年金にあつてはその支払期における金額の二分の一、返還金にあつてはその金額の五分の一に相当する部分は、差し押さえることができない。

第三十五條第一項中「年金支払の事由が発生する前」を「年金支払事由発生日の前日まで」に、「第二十八條第一項但書」を「第二十八條第一項ただし書」に、「前条但書の規定により差押」を「差押え」に、「因る」を「よる」に改める。

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第二条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十四号から第十六号までに掲げるものに運用する積立金は、簡易生命保険及郵便年金特別会計の年金勘定の積立金(以下この条において「年金積立金」という。)に限るものとする。

第三条第一項に次の三号を加える。

十四 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関その他政令で定める外国法人の発行する債券(以下この条において「外国債」という。)

十五 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

十六 金融機関への預金

第三条第二項中「又は社債」を「社債」に、「に」

運用する」を、「外国債又は金銭信託に運用する」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項に次の二号を加える。

三 外国債にあつては、年金積立金の総額の百分の十に相当する額

四 金銭信託にあつては、年金積立金の総額の百分の二十に相当する額

第三条第六項中「社債」の下に、「外国債又は金銭信託」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、金銭信託への運用に準用するときは、「引受、応募又は買入」とあるのは「信託（貸付信託の受益証券の買入れを含む）」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 改正後の郵便年金法(以下「法」という。)第十六条及び第十八条の二の規定は、この法律の施行前に郵便年金契約(以下「年金契約」という。)の申込みがあつた場合には、適用しない。

2 この法律の施行前に効力が発生した年金契約に係る年金の種類、年金額の最低制限額、掛金の計算の基礎、年金受取人のために積み立てるべき金額の計算の方法、年金証書の記載事項、未払年金の受取人、返還金の支払及び剰余金の受取人については、なお従前の例による。

(資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「資金法第七條第一項第九号又は運用法第三條第一項第十三号に掲げる債

券(商工組合中央金庫の発行するものを除く。)及びその他のものを」と資金法第七條第一項第九号に掲げる債券(商工組合中央金庫の発行するものを除く。)並びに運用法第三條第一項第十三号から第十五号までに掲げる債券及び金銭信託その他のものとに、「さらに」を「更に」に改める。

(年金契約の消滅及び特別一時金の支給に関する特別措置)

第四条 昭和五十五年十二月三十一日以前に効力が発生した年金契約(以下「対象契約」という。)に係る年金契約者(年金支払の事由が発生した対象契約にあつては、年金の支払を受けている年金受取人又は年金継続受取人)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後施行日から起算して二年を経過する日までの間に、国に対して当該対象契約を消滅させる旨の申出をすることができ、

2 前項の申出は、その到達前に、これを発した者が死亡したときは、その効力を生じない。

3 第一項の申出があつたときは、当該対象契約は、その申出があつた時にその効力を失う。この場合においては、改正後の法第二十七條及び第三十一條並びに返還金の支払に係る附則第二條第二項の規定は適用しない。

4 前項の規定により対象契約がその効力を失つたときは、その効力を失う際における当該対象契約に係る年金受取人(年金継続受取人が第一項の申出をした場合にあつては、当該年金継続受取人に特別一時金を支給する。

第五条 特別一時金の額は、年金繰上支払金、分配金繰上支払金及び特別附加金の額の合計額とする。

2 年金繰上支払金の額は、次の各号に掲げる対象契約の区分に従い、当該各号に掲げる額(前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、施行日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額)とする。

一 郵便年金令(大正十五年勅令第二百八十一号。以下「旧令」という。)の規定に基づく即時終身年金の対象契約又は旧令の規定に基づく据置終身年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生しているもの、施行日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数(昭和五十二年厚生省が発表した第十四回生命表によるものとし、その年数に一年に満たない端数があるときは、その端数は一年に切り上げる。以下同じ。)を年金額に乘じて得た額

二 旧令の規定に基づく据置終身年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生していないもの、年金受取人の年金支払開始年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額(当該対象契約につき前条第一項の申出がなかつたときは年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであつた掛金(以下「払い込むべきであつた掛金」という。))のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額)

三 旧令若しくは改正前の法第十條及び第十一條の規定に基づく保証期間付即時終身年金(以下「保証即時年金」という。)又は旧令若しくは改正前の法第十條及び第十二條の規定に基づく保証期間付据置終身年金(以下「保証据置年金」という。)の対象契約で施行日前において保証期間が満了しているもの、施行日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額

四 保証即時年金の対象契約又は保証据置年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生しているものであつて、施行日前において保証期間が満了していないもの(次号に掲げる対象契約を除く。)(保証期間内に支払うべき年金に相当する額から施行日の前日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の

年数を年金額に乘じて得た額との合計額

五 保証即時年金又は保証据置年金の対象契約で施行日前において年金継続受取人が年金の支払を受けるに至つていないもの、保証期間内に支払うべき年金に相当する額から施行日の前日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

六 保証据置年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生していないもの、保証期間内に支払うべき年金に相当する額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額との合計額(当該対象契約につき払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額)

七 旧令又は改正前の法第十條及び第十三條の規定に基づく定期年金(次号において「旧定期年金」という。)の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生しているもの、年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額から施行日の前日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

八 旧定期年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生していないもの、年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額(当該対象契約につき払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額)

3 旧令の規定に基づき随時に掛金の払込みをすべき保証据置年金の対象契約で昭和五十六年一月一日以後において掛金の払込みがあつたものについて、年金繰上支払金の額は、前項の規定にかかわらず、昭和五十五年十二月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額を基礎として同項第四号から第六号までに掲げる区分に従い当該各号に掲げる額を計算して得た額にそれぞ昭和五十六年一月一日以後において払込みがあつた掛金に相当する額を加えた額(前条

第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、施行日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額)とする。

第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、施行日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額とする。

4 分配金繰上支払金の額は、前条第一項の申出があつた時に対象契約が解除されたとすれば改正後の法第三十一条の規定により分配すべき剰余金の額に相当する額とする。

5 特別付加金の額は、対象契約の年金額(第三項に規定する対象契約にあつては、昭和五十五年十二月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額)及び対象契約の効力が発生した日の属する年度(毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日(昭和五十五年四月一日に始まるもの)にあつては、同年十二月三十一日)に終わるものとし、附則別表において「契約年度」という。の区分に応じ附則別表に定める額とする。

第六条 特別一時金を支給する場合において、当該対象契約に關し未払掛金、貸付金その他国が弁済を受けるべき金額があるときは、支給金額からこれを控除する。

第七条 特別一時金をこの法律附則及びこの法律附則に基づく郵政省令に定める手続によつて支払つたときは、その支払は有効とする。

第八条 特別一時金を受ける権利は、五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

第九条 特別一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

第十条 この法律附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律附則の規定による年金契約の消滅及び特別一時金の支給に関する特別措置の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、郵政省令で定める。

(年金契約の掛金充當の特則)
第十一条 簡易生命保険約款及び郵便年金約款の定めるところにより、この法律の施行前に効力

が発生した簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第五条第一項の簡易生命保険契約の保険金及び剰余金又は年金契約の返還金及び

剰余金を年金契約の掛金に充てる場合における当該年金契約に係る郵便年金は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、保険金及び剰余金

又は返還金及び剰余金を掛金に振り替えた日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をする終身年金とする。

附則別表(附則第五条関係)

年 金 額	契 約 年 度 の 区 分			
	大正一五年度から昭和一〇年度まで	昭和一一年度から昭和二〇年度まで	昭和二一年度から昭和三〇年度まで	昭和三一年度から昭和四〇年度まで
二〇〇円未満	五、九〇〇円	四、九〇〇円	三、九〇〇円	
二〇〇円以上 一、〇〇〇円未満	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	
一、〇〇〇円以上 五、〇〇〇円未満	八、一〇〇円	七、一〇〇円	六、一〇〇円	五、一〇〇円
五、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満			七、二〇〇円	六、二〇〇円
一〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満			八、三〇〇円	七、三〇〇円
二〇、〇〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満			九、四〇〇円	八、四〇〇円
五〇、〇〇〇円以上 一〇〇、〇〇〇円未満			一〇、五〇〇円	九、五〇〇円
一〇〇、〇〇〇円以上 一、〇〇〇円以上			一一、六〇〇円	一〇、六〇〇円
一、〇〇〇円以上				九、六〇〇円

理 由

最近における高齢化社会の急速な到来等の諸情勢にかんがみ、国民生活の安定及び福祉の増進に資するため、年金額増の仕組みの導入、年金の最高制限額の引上げ、年金積立金の運用範囲の拡大等郵便年金に関する制度を改善するとともに、既存の郵便年金契約について特別措置を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年三月二十八日印刷

昭和五十六年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局